

社会保障審議会児童部会
第7回 児童虐待防止対策のあり方に関する専門委員会

議 事 次 第

平成27年4月6日
18:00～20:00
場所：中央合同庁舎5号館6階専用第23会議室

1. 開 会

2. 議 事

自立に向けた支援のあり方に関する現状・課題について

議事1 課題（1）について

議事2 課題（2）について

3. 閉 会

< 配付資料 >

資料1 自立に向けた支援のあり方に関する現状・課題について

資料2 菅野委員提出資料

資料3 辰田委員提出資料

資料4 平田委員提出資料

資料5 武藤委員提出資料

資料6 平井委員提出資料

平成27年4月6日
事務局作成資料

資料 1

(第7回)児童虐待防止対策のあり方に関する検討委員会
自立支援検討チーム

自立に向けた支援のあり方に関する現状・課題について

厚生労働省雇用均等・児童家庭局
総務課、家庭福祉課

課題・検討の方向

課題(1) 児童の安全確保を最優先にした一時保護の実施について

課題(2) 親子関係再構築支援のための取組

課題(3) 措置児童の確実な自立につなげていくため、施設、里親等に養育されている間に必要な取組について

課題(4) 施設退所児童等の円滑な自立のための居場所づくりの取組と工夫

課題(1) 児童の安全確保を最優先にした一時保護の実施について

○迅速、確実な一時保護の実施と一時保護中の支援のあり方

現状(第6回委員会資料より)

- 平成25年度の実績
 - 所内一時保護: 21, 281件(内、児童虐待10, 105件(47. 5%))
 - 一時保護委託: 12, 016件(内、児童虐待5, 382件(44. 8%))
 - 所内一時保護の平均保護日数: 29.0日
 - ※以上、平成25年度福祉行政報告例から
- 年間平均入所率が100%を越える一時保護所は6か所
また、81~100%の一時保護所は24か所
(平成25年1~12月の間の一時保護所(132か所)の平均入所率)
- * 平成26年4月の一時保護所数 134カ所
※厚生労働省雇用均等・児童家庭局総務課調べ
- 一時保護の判断基準として、子ども虐待対応の手引きでは「一時保護決定に向けてのアセスメントシート」を示している。
- 一時保護解除の判断基準として、子ども虐待対応の手引きでは「家庭復帰の適否を判断するためのチェックリスト」を示している。
- 児童虐待を主訴として一時保護した件数の内、施設入所または里親等委託した件数は28.1%であり、一時保護所から帰宅等の件数は67.3%となっている。 ※平成25年度福祉行政報告例から
- 一時保護所の設置主体は、都道府県、指定都市等

課題

- 子どもの安全に迷いがある場合は、積極的に一時保護を実施するという方向性についてどう考えるか。
- 迅速、確実な一時保護の実施のために有効な方策についてどう考えるか。
 - ・ 年齢や課題、期間等、様々な児童を保護するに当たり、望ましい環境を得るための工夫
 - ・ その後の親子関係再構築を念頭に、いかに親の理解を得るかの工夫 等
- 一時保護所の運営を児童福祉施設等を運営する社会福祉法人等に委託することについてどう考えるか。

課題(2) 親子関係再構築支援のための取組

○児童相談所と施設、児童家庭支援センターの役割と機能

現状(第6回委員会資料より)

- 児童相談所と施設、児童家庭支援センターにおいて親子関係再構築の支援を実施。
- 施設においては、①施設に家庭支援専門相談員(ファミリーソーシャルワーカー)の配置の義務化や心理療法担当職員の配置、②平成24年3月に施設種別ごとの施設運営指針及び里親養育指針を定め、その指針の中で家族への支援について規定、③平成25年3月に施設種別ごとの親子関係再構築支援事例集を作成し、平成26年3月に親子関係再構築支援ガイドラインを策定するなどにより親子再構築支援の充実を推進。
- 児童家庭支援センターにおいても、親子関係再構築支援を行うことが可能とされている。
- 児童相談所と施設が連携の上、親子関係の調整を行う必要があるが、児童相談所においては虐待の初期対応等に時間をとられるため十分な対応ができていない場合がある。
- 入所児童は必ずしも家庭復帰できる児童だけではない。(児童の今後の見通し「保護者のもとへ復帰」乳児院:23.4%、児童養護施設27.8%(H25.2))
- 児童家庭支援センターを有効に活用している自治体がある一方、設置していない自治体(22自治体/全69自治体)もある。

課題

- 親子関係再構築を効果的に実施するための技術や手法の向上についてどのように進めていくか。
- 親子関係再構築支援について児童相談所の役割、児童養護施設等施設の役割、児童家庭支援センターの役割をどう考えるか。
- 親子関係再構築支援を行ったが、家庭復帰の見込みが立たない(又は長期間家庭復帰できない)児童に対する支援をどう考えるか。
例えば、原則里親委託又はファミリーホームへの委託とすることについてどのように考えるか。
- 里親やファミリーホームに委託されている児童にかかる親子関係再構築をどう考えるか。

第 7 回 社会保障審議会 児童部会
児童虐待防止対策のあり方に関する専門委員会

菅野委員提出資料

第7回虐待防止対策のあり方に関する専門委員会資料

滋賀県彦根子ども家庭相談センター 菅野道英

課題（1）児童の安全確保を最優先にした一時保護の実施について

○迅速、確実な一時保護の実施と一時保護中の支援のあり方

☆一時保護所の役割…年齢、課題に関係なく対応しなくてはならない

- (1) 緊急保護…虐待以外に保護者の逮捕や入院、非行児の身柄付き通告にも対応
- (2) 行動観察…具体的な援助指針を定めるため
- (3) 短期入所指導…集中的な治療的関わりのため

☆一時保護所の現状（速報値）

管内(5市6町)人口55万人程の地方の児相の現実。

定員12名、6室、調理室や食堂は隣接の母子生活支援施設、学習室は児相本館。

一時保護：101件、延べ3,172日…1日8.7人 平均在所日数31.4日（虐待37.3日、非行35.7日）

一時保護委託：56件、延べ1,881日…乳児院、児童養護施設、ファミリーホーム、里親、病院など

☆迅速・確実な判断をするために

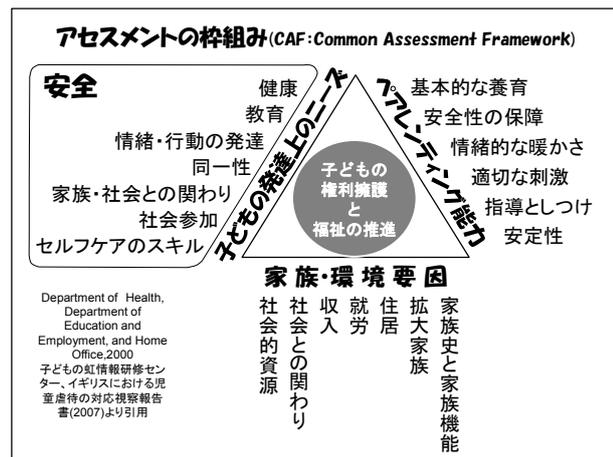
虐待対応は、子どもの発達上のニーズが保障されず、放置できない状態との判断から、介入的にかかわっていくことになる。したがって、どのような危険があるのかをある程度の精度で判断できる情報が必要になる。介入後、子どもの具体的な被害や危険な状況が、子ども本人の特性や保護者の養育能力、家族や環境要因などのどこと関連しているのかを明らかにして支援計画を立てることになる。

現状が重大な事態であったり、さらなる被害が予測される場合は速やかに一時保護を行うのだが、疑いのレベルであっても一時保護を行うこともある。強制的な分離はさまざまな影響を多方面に及ぼすので、その決定のためにはできるだけ速やかで精度の高い情報が必要になる。

したがって調査に素早く取り組める職員の配置と調査への素早い協力が必要となる。

☆一時保護は、目的ではなく手段

現在の安全の確保と未来の安全を確保するための支援過程の手段の一つである。保護すれば解決ではなく、その後の支援が効果的に進むためのきっかけに過ぎない。調査目的のための保護であれ、安全確保のための保護であり、介入するということは、これまでの生活を良くないものと評価されることになり、保護者にとっても子どもにとってもアイデンティティの危機となる。また、保護者の権限を制限し、子どもの自由も制限することになるので、保護の判断には高い精度が必要と考える。さらにできるだけ短期間で援助方針を立てられるような調査・診断が必要と考えるが、介入による対立関係が解消できなかつたり、担当者が並行して多くの案件を抱えていたり、保護解除後の生活のプランニングも難しかつたりするため、保護が長期化する傾向がある。



☆一時保護所に必要なもの

子ども一人ひとりが安全で安心に生活するということが、どのようなものなのかを体験できることが大切になる。そのためには、濃厚な心理的なサポートと個別性に対応できる関わりが必要であり、設備、人間的にも全く足りていない。

☆なんでも児相では解決しない

モデルとしたチャイルド・ガイダンス・センターは機能分化し、独立していった。

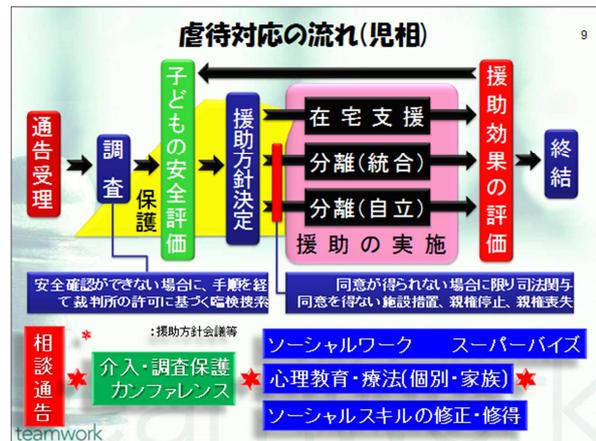
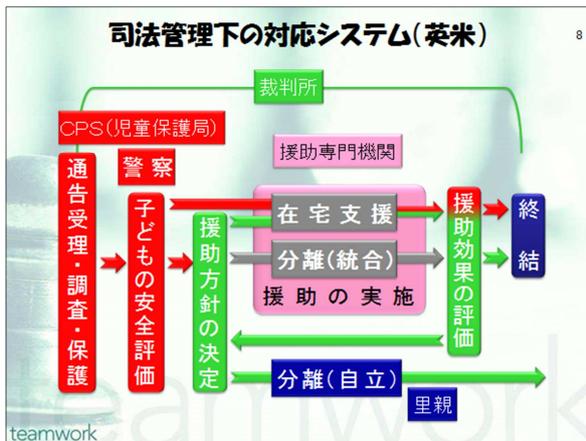
スタートは一緒だったのだが

●児童相談所業務に対応する米国の機関

児相業務	対応する米国の機関
養護相談	児童保護局 Child Protection Service
虐待相談	児童権利擁護センター Children's Advocacy Center
非行相談	少年裁判所 Juvenile Court
保健相談	小児病院 Children's Hospital
	地域保健センター Community Health Center
障害相談	精神遅滞/発達障害委員会 Board of MR/DR
	教育委員会 Board of Education
育成相談	Child Guidance Clinic

小野善郎2003「児童相談所と精神科医療との連携・協力に関する研究」

☆児相が大半のことを決めてしまうシステムで良いのだろうか？



親子が別々に暮らすことになった場合、子どもは愛着のある環境や人間関係を破棄し、新たな生活を送ることになり、新たな適応や関係づくりに取り組まなければならない。そのために理想的な環境や支援が用意できているわけではなく、新たなリスクを抱えた線路に乗り換えることになる。

社会は、これらの体験以上の良好な体験を子どもだけでなく、保護者にも提供することが必要になる。

対応機関や対応人員など、対応システムを既存の形にとらわれずにデザインし直すことが必要になっているのではないだろうか。

課題（2）親子関係の調整のための取組

○児童相談所と施設、児童家庭支援センターの役割と機能

☆社会的養護の状況

対人口比で施設定員の少ない滋賀県の現状…人口140万人余り、児童養護施設4、乳児院1、空きがなく、近隣府県の施設にも措置や一時保護委託を受けてもらっている。

昨年11月の時点で、措置や委託をしている児童数が301名、施設措置は203名、家庭的養護（里親やファミリーホーム）に98名となっている。里親等委託率は32.6%だが、もともとの分母が小さいので、リスクの高い子どもたちが保護者のもとで市町の支援を受けながら生活している。

☆親子関係再構築支援ガイドライン

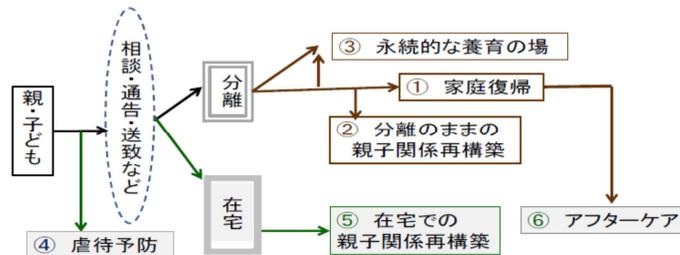
親子関係再構築支援の種類

○ 分離となった家族に対して

- ① 親の養育行動と親子関係の改善を図り、子どもが家庭に復帰するための支援
- ② 家庭復帰が困難な場合は、親子が一定の距離をとった交流を続けながら、納得してお互いを受け入れ認めあう親子の関係を構築するための支援
- ③ 現実の親子の交流が望ましくない場合、あるいは親子の交流がない場合は、子どもが生き立ちや親との関係の心の整理をしつつ、永続的な養育を受けることのできる場の提供

○ ともに暮らす親子に対して

- ④ 虐待リスクを軽減し、虐待を予防するための支援
- ⑤ 不適切な養育を改善し、親子関係を再構築し維持するための支援
- ⑥ 家庭復帰後等における虐待の再発を防止し良好な親子関係を維持する



☆通告(相談)から介入・施設入所・家庭復帰までのフローチャート

別添：社会的養護関係施設における親子関係再構築支援ガイドライン P24~25

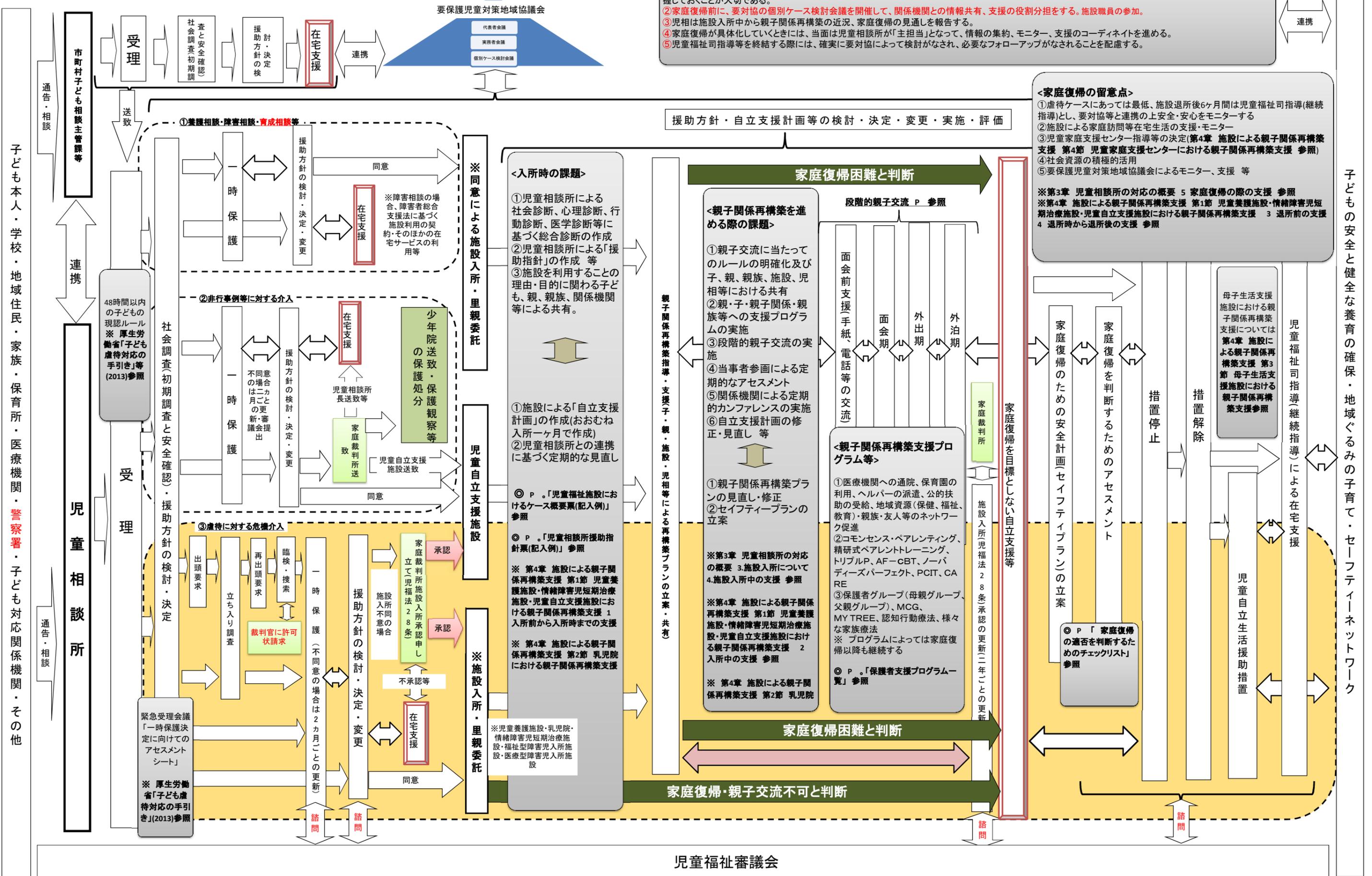
児童相談所業務の大半は、在宅の支援が中心で虐待以外にも非行や障害など多岐にわたる相談に対応することが求められている。児童虐待対応の専管組織を置いている児相は半数であるが、初期対応チーム(援助方針を定めるまでの調査と診断)をおくものと、相談種別別で受理から終結まで担当するなど、形態、人員ともにさまざまである。

親子再統合に関わる専管組織(担当者)を置く児相は、全体の2割程度で、通常の業務の一環として取り組んでいるところが大半となっている。後述するように、専門的な知識やスキルが必要な業務であり、他職種による専任チームとケース担当チームが協働で業務にあたるのが望ましい。

通告(相談)から介入・施設入所・家庭復帰までのフローチャート

<要保護児童対策地域協議会(要対協)との連携>

- ①要対協は在宅生活を送っている要保護児童・要支援児童等についてのかかりだけではなく、やがて、地域に帰ってくる施設の子どもについてもケースとして把握しておくことが大切である。
- ②家庭復帰前に、要対協の個別ケース検討会議を開催して、関係機関との情報共有、支援の役割分担をする。施設職員の参加。
- ③児相は施設入所中から親子関係再構築の近況、家庭復帰の見通しを報告する。
- ④家庭復帰が具体化していくときには、当面は児童相談所が「主担当」となって、情報の集約、モニター、支援のコーディネートを進める。
- ⑤児童福祉司指導等を終了するには、確実に要対協によって検討がなされ、必要なフォローアップがなされることを配慮する。



<家庭復帰の留意点>

- ①虐待ケースにあつては最低、施設退所後6ヶ月間は児童福祉司指導(継続指導)とし、要対協等と連携の上安全・安心をモニターする
- ②施設による家庭訪問等在宅生活の支援・モニター
- ③児童家庭支援センター指導等の決定(第4章 施設による親子関係再構築支援 第4節 児童家庭支援センターにおける親子関係再構築支援 参照)
- ④社会資源の積極的活用
- ⑤要保護児童対策地域協議会によるモニター、支援 等

※第3章 児童相談所の対応の概要 5 家庭復帰の際の支援 参照
 ※第4章 施設による親子関係再構築支援 第1節 児童養護施設・情緒障害児短期治療施設・児童自立支援施設における親子関係再構築支援 3 退所前の支援
 4 退所時から退所後の支援 参照

援助方針・自立支援計画等の検討・決定・変更・実施・評価

家庭復帰困難と判断

<親子関係再構築を進める際の課題>

- ①親子交流に当たってのルール明確化及び子、親、親族、施設、児相等における共有
- ②親・子・親子関係・親族等への支援プログラムの実施
- ③段階的親子交流の実施
- ④当事者参画による定期的なアセスメント
- ⑤関係機関による定期的カンファレンスの実施
- ⑥自立支援計画の修正・見直し 等

<親子関係再構築支援プログラム等>

- ①親子関係再構築プランの見直し・修正
- ②セーフティープランの立案

※第3章 児童相談所の対応の概要 3.施設入所について 4.施設入所中の支援 参照
 ※第4章 施設による親子関係再構築支援 第1節 児童養護施設・情緒障害児短期治療施設・児童自立支援施設における親子関係再構築支援 1 入所前から入所時までの支援 参照
 ※第4章 施設による親子関係再構築支援 第2節 乳児院における親子関係再構築支援 参照
 ※第4章 施設による親子関係再構築支援 第2節 乳児院

①医療機関への通院、保育園の利用、ヘルパーの派遣、公的扶助の受給、地域資源(保健、福祉、教育)・親族・友人等のネットワーク促進
 ②コモンセンス・ペアレンティング、精研式ペアレントトレーニング、トリプルP、AF-CBT、ノーバディーズパーフェクト、PCIT、CARE
 ③保護者グループ(母親グループ、父親グループ)、MCG、MY TREE、認知行動療法、様々な家族療法
 ※ プログラムによっては家庭復帰以降も継続する

◎ P 「保護者支援プログラム」参照

家庭復帰を目標としない自立支援等

家庭復帰のための安全計画(セーフティプラン)の立案

家庭復帰を判断するためのアセスメント

措置停止

措置解除

児童福祉司指導(継続指導)による在宅支援

児童自立生活援助措置

◎ P 「家庭復帰の適否を判断するためのチェックリスト」参照

家庭復帰困難と判断

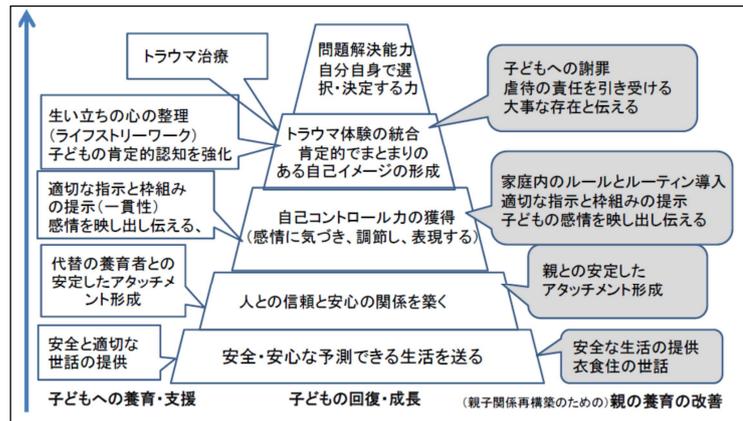
家庭復帰・親子交流不可と判断

児童福祉審議会

☆親子関係再構築のプロセス

具体的な支援のプロセスは次ページの図にあるように親、子どもそれぞれに対する支援(治療)と関係性に対する支援(治療)を行いながら、家族の問題が虐待の再発につながらないような支援体制を準備していくことで、家庭復帰となっていく。

子どもの育ちを軸に捉えると、右の図のようなものとなり、親、子のそれぞれに丁寧な関わりを行っていく必要があり、高い専門性を持って取り組んでいく必要がある。



○ベースになるソーシャルワークの技法

サインズ・オブ・セイフティ (SoS)、パートナリング・フォア・セイフティ (PFS) などのストレングス(強み)・ベースド・アプローチ

○プログラムやツール

養育能力の向上のためのペアレントトレーニング (コモン・センス・ペアレンティング (CSP)、精研式ペアレントトレーニング、トリプルPなど)。保護者の内的課題を解決していくプログラム(マイ・ツリーなど)。保護者と子ども関係性を再構築する (PCIT、CARE、CRCプログラム)。当事者やプライベートな支援者をセイフティプランの実行に参画してもらうための合同ミーティング(ファミリー・グループ・カンファレンス (FGC))。三つの家・安全の家・ワーズ&ピクチャーズなどのツール。

専門プログラムは、トレーナーの養成課程などがあり、実施には資格取得が必要。

☆支援と管理のバランス

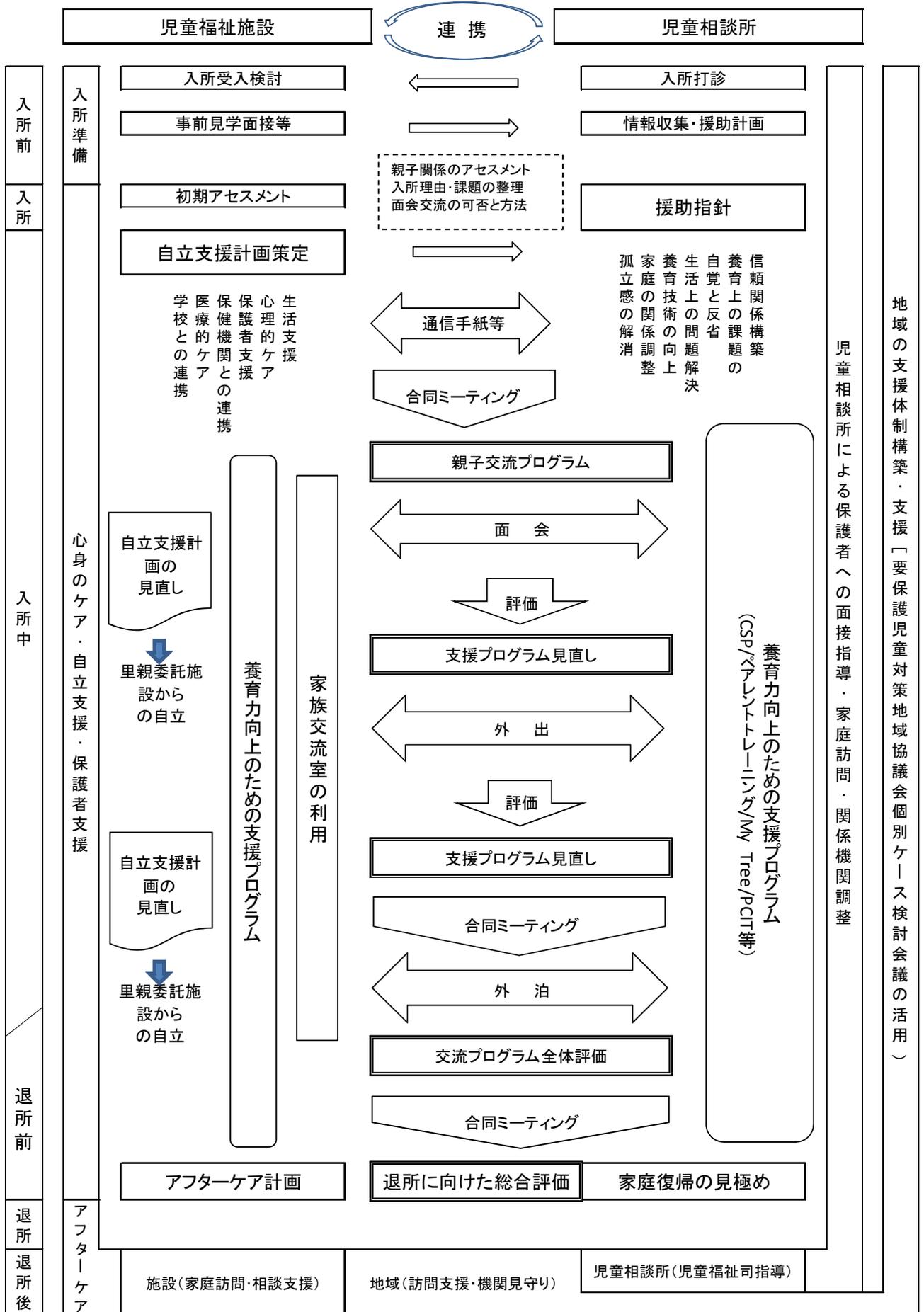
家庭復帰の取り組みを行うときにリスクの捉え方による齟齬が生じることがある。

○家族が抱える問題・課題が解決しないことには虐待の再発の可能性があり、家庭復帰はできないとする管理的な立場 (理想的対応)

○リスクが子どもの発達上にニーズを極端に妨げないようなプラン(保護者にできなければ支援者がニーズの保障をする)を立て、支援をしつつモニタリングしていく。子どもの発達保障が一番で、家族問題の解決や保護者の成長はその次とする支援者 (現実対応)

社会が最後まで責任を持って子どもの育ちをサポートできる保障 (人、時間、空間、お金など) ができないので現実路線で対応していくことになる。

親子関係再構築に向けた児童福祉施設と児童相談所との連携フロー図



地域の支援体制構築・支援「要保護児童対策地域協議会個別ケース検討会議の活用」

第 7 回 社会保障審議会 児童部会
児童虐待防止対策のあり方に関する専門委員会

辰田委員提出資料

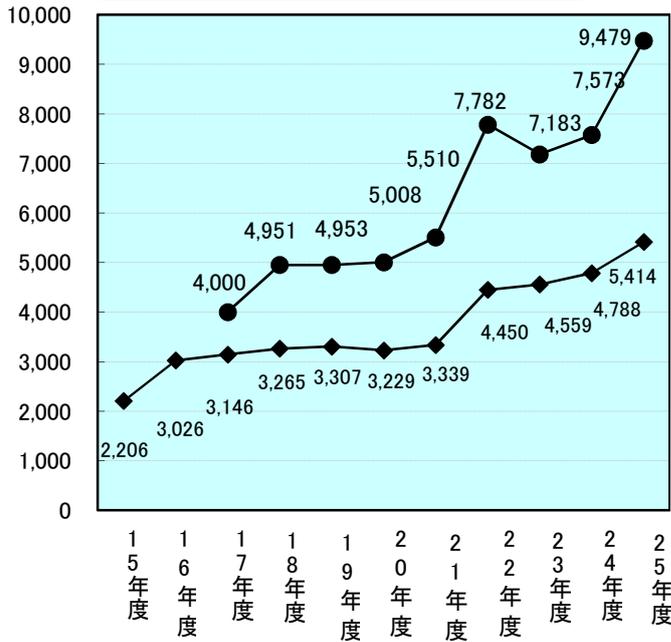
課題(1) 児童の安全確保を優先した一時保護の実施について

○迅速、確実な一時保護の実施と一時保護中の支援のあり方

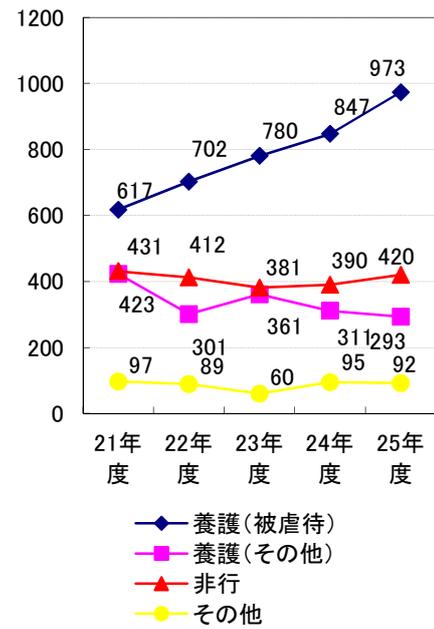
東京都八王子児童相談所 辰田雄一

東京の状況

虐待対応状況（都、区市町村）表 1

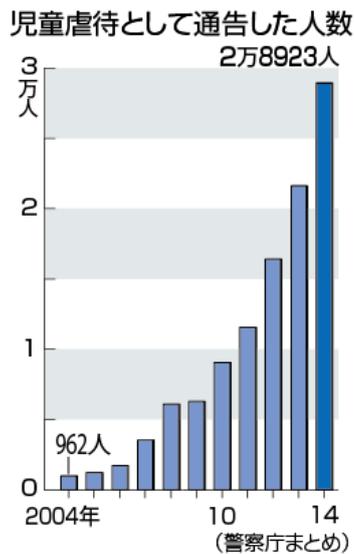


一時保護新規入所（相談別）表 2



全国の状況

警察庁児童通告件数【表 3】



児相での虐待相談対応件数【都道府県別】表 4

(出典:平成 26 年度 全国児童福祉主管課長会資料)

順位	都道府県・政令指定都市・児相設置市	24年度虐待対応件数	25年度虐待対応件数	増減
1	大阪府	6,079	6,509	430
2	東京都	4,788	5,414	626
3	千葉県	3,961	4,561	600
4	埼玉県	3,767	4,119	352
5	横浜市	3,265	3,724	459
6	大阪市	2,823	3,193	370
7	神奈川県	2,648	2,946	298
8	愛知県	1,730	2,344	614
9	兵庫県	1,817	1,837	20
10	川崎市	1,134	1,696	562
11	北海道	1,276	1,687	411
...
69
総合計		66,701	73,765	7,064
上位11都市の合計		33,288	38,030	4,742
総合計のうち11都市の割合		49.9%	51.6%	67.1%

1 一時保護所及び一時保護委託の状況

東京都における 26 年度の受理件数は、過去最高の 25 年度の約 1.4 倍になる見込み【表 1】。

児童虐待の相談件数増に伴い一時保護件数が増加するとともに、保護者対応等に時間を要する場合も多く、保護日数が増加している。2 歳未満の子供については、原則、乳児院に一時保護委託をしているが、近年は一時保護委託の児童数や一時保護の委託期間 1 か月以上の割合も増えている状況である【表 2】。

重篤な事件の報道があると、一気に通告数が増えたと同時に、児童相談所の権限の強化や確認事項等が増えている。最近では、親権一時停止制度の創設、「虐待対応の手引き」改正に伴うきょうだい受対応、DV 目撃による心理的虐待の警察からの通告の増が挙げられる【表 3】。

東京では、児童福祉司、児童心理司の増員。その他、警察 O B や保健師の配置等々様々な手立てを講じている。

しかし、警察からの子供の面前 DV による虐待通告の増がとどまることのないことや、先日発表された 27 年 7 月からの児童相談所共通ダイヤル 3 ケタ化により更なる相談や虐待通告の増が予測されること。また、川崎市中学男児の事件を受けての学校、警察等との連携強化等々、毎年人員措置等を講じているが、事件等により新たな対応策を講じる必要が生じるため、現場としてはその対応に追いまくられている状態となっている。

地方交付税措置による児童福祉司の配置の算定については、厚労省、総務省にご尽力をいただいているが、更なるご配慮をお願いしたい。

2 都市部の児童相談所の状況

24 年度、25 年度とも、全国の児童虐待数の半数以上の割合が、11 都道府県、政令指定都市に集中。

24 年度から 25 年度の、全国の増加件数の約 7 割弱が、上位 11 都道府県、政令指定都市に集中している【表 4】。

虐待通告の内容は、軽重さまざまであるが、虐待に該当しない、軽微なケースで助言して終了となったケースであっても、住基や戸籍等の確認、48 時間以内の現認、各種関係機関への調査、アセスメント、進行管理等、ケースワークの過程は、重篤なケースと同様に行う必要がある。

大都市圏では、オートロックマンションの林立による家庭訪問の難しさ、大型マンションが増えて居住者も多く、ケースの家庭が特定できない場合も増えている。その場合、それらしい児童がいる家庭をしらみ潰しに訪問し、児童を特定していかねばならず、住環境の変化や、住民同士の関係の希薄さが、虐待の増加に加え、都市部の児相対応の難しさに拍車をかけている状況にある。

3 市区町村との役割分担

逼迫した一時保護需要に対し、的確に対応するために、児童相談所と市区町村の役割を明確にする必要がある。

児童相談所の一時保護所は、被虐待、非行及び育成の児童を中心に保護を行う。市区町村は、保護者の傷病、出産など養育困難の児童は、ショートステイ事業を拡充（年齢、期間）して受け入れ、その後の在宅支援を展開していく役割分担を厚生労働省からも働きかけ願いたい。

4 3 ケタ化に伴う夜間の相談体制

3 ケタ化の開始に伴い、夜間の相談体制をどうするかが、全国の児童相談所で大きな課題となるが、現在の児童福祉司で3交代制等により調査・現認を行うことは警察組織と違い、児童相談所の数は少なく、かえって迅速性に欠けて、昼間帯の相談体制をも手薄になる等の課題がある。

現に子供が虐待されている恐れがあり、緊急の対応が必要と判断され、かつ児童相談所だけでは職務の執行が困難な場合などに、警察への援助要請が円滑に行えるよう、厚生労働省には、警察庁との連携強化を図って頂くよう、引き続き対応願いたい。 【警察署 1, 270 署(交番 6, 312 所) > 児相 207 所】

5 迅速な一時保護の遂行する上での協力体制

虐待防止法 5-2 「・・・児童虐待の予防その他の児童虐待の防止並びに児童虐待を受けた児童の保護及び自立の支援に関する国及び地方公共団体の施策に協力するよう努めなければならない。」となっているが、幼稚園・学校等からの一時保護や、園・校内での子供の面接について非協力的な状況が散見される。保護者から離れた場所で、子供の本意を聞ける場面であり、安全な一時保護を遂行するうえで、重ねて協力をお願いしたい。

子供の安全と安心を守るために、夜間・休日を問わず速やかに一時保護(委託)をすることが必要であるが、同時に子供の健康状態などが不明のまま受け入れなければならないリスクを抱えている。

緊急での一時保護の場合には、特にアレルギー疾患等に係る情報が不足している。食物アレルギーに関する情報不足は、時に「アナフィラキシーショック」を引き起こして生命にかかわることもある。児童相談所から、医療機関等への情報提供依頼については、迅速に対応願いたい。

6 児童虐待への調査権の法制化

虐待防止法では、第13条の3において「地方公共団体の機関」に対し、「資料・情報を求めることができる」と、限定的な規定となっている。

児童の安全確保をはじめ、児童虐待防止に関する業務を円滑に実施するために必要な情報等を迅速に入手できるよう、虐待防止法の規定に、区市町村または児童相談所が「児童虐待の調査について、公務所又は公私の団体に照会して必要な事項の報告を求めることができる。」という内容を明文化する必要がある。

7 精神科病院への一時保護委託

平成26年施行の改正精神保健福祉法においては、医療保護入院における保護者同意要件が外され、家族等のいずれかの者の同意を要件とする見直しが図られたが、依然として、親権者の同意が得られない場合は、親権停止制度の活用が必要である。

重篤な虐待ケースが増加する中で、子供への治療や医療的ケアを、迅速かつ適切に行う必要があることから、親権者の同意が得られない場合には、児童相談所長、施設長の同意による医療保護入院及び円滑な一時保護委託が可能となるよう、引き続き精神保健福祉法との整合性を図り、取扱いを定める必要がある。

8 一時保護機能の充実

一時保護所は、子供の受け入れに24時間対応し、子供の心理的・肉体的状況を早期に把握しなければならない。また、児童の年齢構成は、幼児から思春期と幅広く、また、一時保護を要する背景も非行、虐待あるいは発達障害など様々である。

一時保護に際して、一時保護所の特性を踏まえ、子供の支援内容及び職員の支援力の向上が不可欠であり、こうしたひとり一人の児童の状況に応じた適切な援助を確保する必要がある。

適切な一時保護所運営が確保できるよう、職員配置について現行の児童養護施設準拠を改め、学習機会の保障を含めた一時保護所独自の最低基準を制定するとともに、施設整備や事業に要する経費、一時保護委託費等の改善が求められる。

(1)生活指導職員の配置

生活指導にあたる職員は、当面の措置として、3歳以上の幼児は児童3名につき1名、学齢児は児童5名につき1名を最低限の配置人員とする必要がある。

個別援助の必要となる児童や触法少年への対応など、夜間の緊急事態に即応するため小規模の保護所であっても2名以上の夜勤者を確保できるよう加算する必要がある。

(2)保健師、看護師の配置

平成23年6月に施行された児童福祉施設最低基準等の一部改正により、乳児が入所している場合は看護師を配置することとされたが、服薬を要する児童が増加していることや、発達障害、知的障害、被虐待児童への対応や感染症対策に適切に取り組むため、一時保護所の規模及び年齢構成に応じ、保健師または看護師を複数配置できるようにする必要がある。

(3)一時保護委託費の充実

児童相談所の一時保護所での保護が適当でない乳児、障害児、医療的ケアを必要とする児童等、生命の安全確保や専門的な対応を要する児童の一時保護委託費の充実を図る必要がある。

(4)学習機会の確保

一時保護児童の平均在所日数は、増加傾向にあり、通学ができない期間が長期化している。このことに伴う学習の遅れは、児童の将来に大きな影響を及ぼしかねない。

一時保護児童の教育を受ける権利を保障するため、学習指導を担当する職員や教員を配置するなど、保護児童の年齢や学力に応じた学習機会が確保できるよう、文部科学省から教育委員会に教員派遣について検討も必要と考える。

課題(2) 親子関係の調整のための取組

○児童相談所と施設、児童家庭支援センターの役割と機能

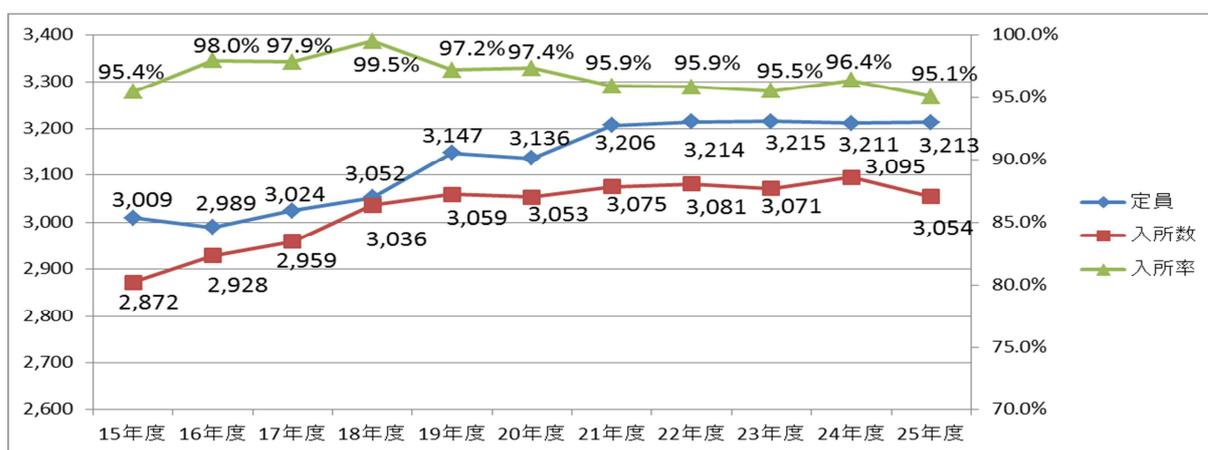
東京都八王子児童相談所 辰田雄一

1 児童福祉施設の状況

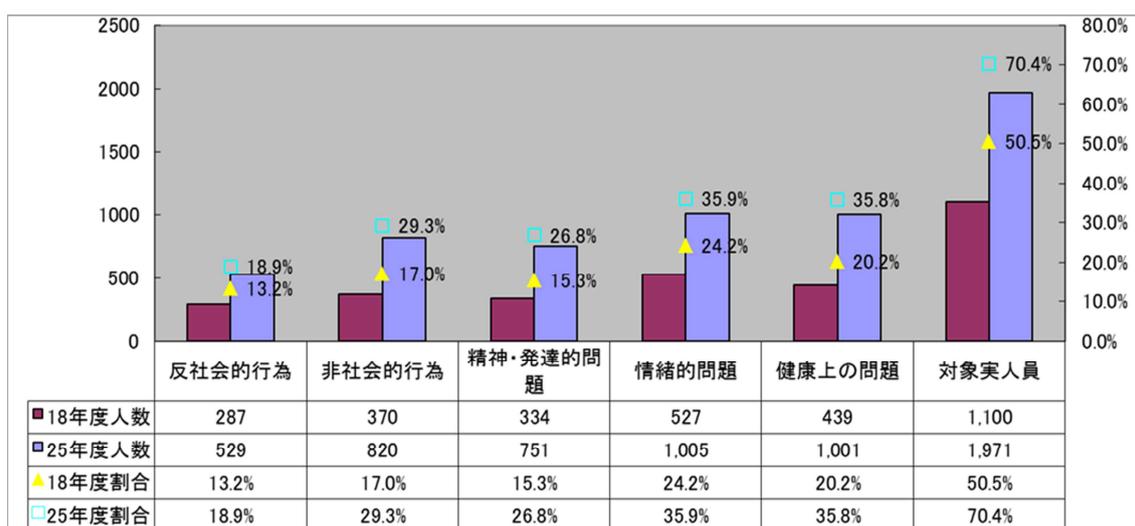
児童養護施設の入所状況は、この10年間、各年度末には95%を超える高い数値で推移している。

入所する子供は、虐待により心に深い傷を受け情緒的な課題を抱えているなど支援の難しい子供が増加しており、個別的なケアを必要とする子供は、平成18年度の5割から平成25年度には7割に増加している。

児童養護施設の入所状況(都) 表1

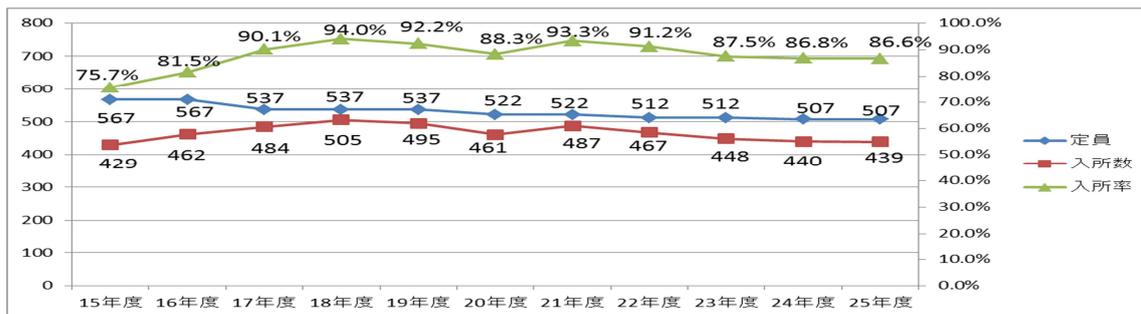


児童養護施設入所児童の状況(都) 表2

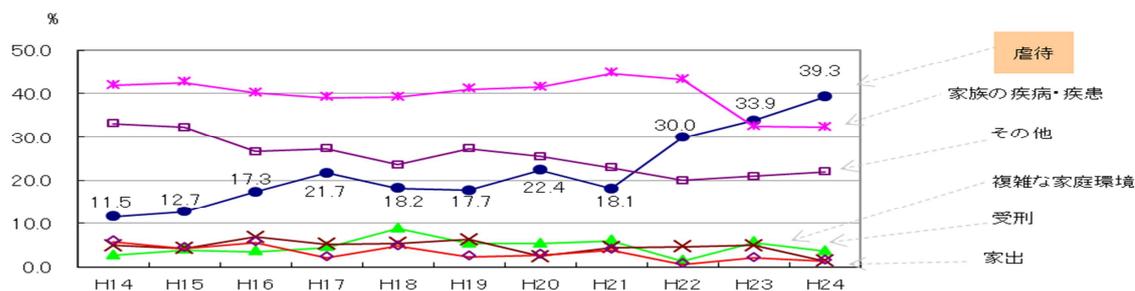


乳児院の入所状況は同水準で推移しており、入所率は概ね9割を超えている。
 入所理由は、虐待によるものが39%、家族の疾病・疾患が32%を占めており、
 近年は虐待を理由とする入所の増加傾向がある。
 在院期間は6か月未満が約半数で、退所先は家庭引取りが約6割と最も多い。

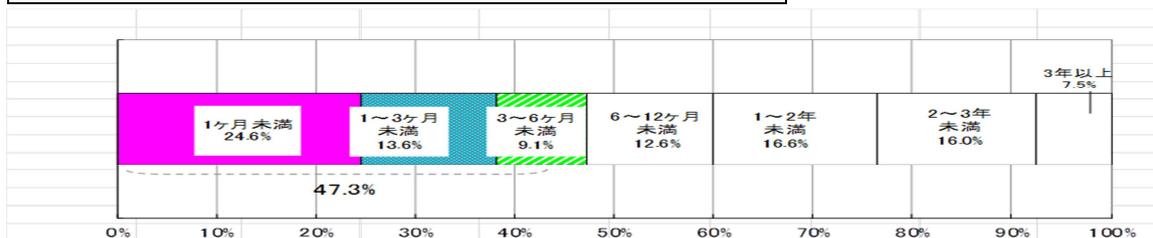
乳児院の入所状況(都) 表3



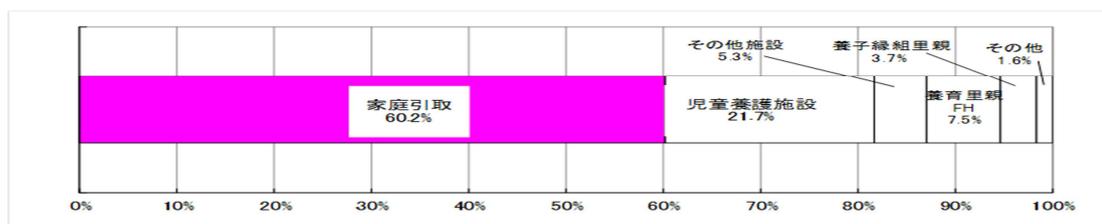
乳児院新規入所児童の入所理由(都) 表4 (東京都社会福祉協議会乳児部会年報)



在院期間別退所状況(24年度措置と一時保護の合計) 表5 (東京都社会福祉協議会乳児部会年報)



乳児院退所理由(24年度措置と一時保護の合計) 表6 (東京都社会福祉協議会乳児部会年報)



2 家庭復帰・家族再統合の支援

家族再統合を考えるにあたっては、①施設等から保護者などの家庭に戻る家庭復帰支援、②家庭に戻れない子供を家庭養護で受け入れる支援、③その際に家族との分離から現在に至るまでのプロセスを子ども自身が心の中で整理と理解ができるようにする支援、という3つの視点でとらえる必要がある。

家庭復帰にあたっては、保護者に対する支援が大きな課題であり、虐待した保護者が自己の振り返りを行う児童相談所による保護者支援プログラムの一層の活用や、関係機関が連携して保護者支援を行うための児童相談所の体制強化が求められる。

子供が入所している施設で行う親子宿泊による支援は、職員が親子の生活を見守りながら親子関係などの課題を整理し、それに基づき支援ができることから効果が期待できる。また、施設において、子供の入所時から退所後のアフターケアまで、保護者へ切れ目のない支援体制を強化することも必要である。

児童自立支援計画の作成において、子供の年齢等に応じて子供自身の意見・保護者の意向を聞き、児童相談所と施設等は、その意見を反映させながら、家庭復帰の計画を作成していくことが必要である。その過程の中で、生い立ちや施設等に入所した理由の整理、現在の自分自身の状況等について十分理解できるような支援が必要である。

家庭復帰や家族再統合に当たり、虐待の再発を防止したり、親子での安定的な生活を継続するためには、児童相談所や施設が行う親への直接的・間接的な支援の更なる充実が必要である。

市区町村の子育て支援サービスを活用することが有効であるが、取り組み状況は市区町村ごとに異なっており、活用すべきサービス資源の整備状況が不十分な市区町村によっては、家庭復帰後の支援が効果的に行われていない。取り組みの強化が求められる。

3 児童心理司の業務内容と配置基準

児童心理司は、様々なケースのアセスメント、ケア、コンサルテーションの部分で重要な役目を負っている。保護者対応や、関係者会議にも心理司の子供や保護者の心理的面での所見を説明する事によって、ケースワークもより専門的かつスムーズに運ぶことができる。

今や児童心理司の業務は、従来、担ってきた育成相談、療育手帳の判定等に加えて、増加する虐待への対応や、虐待をした保護者へのカウンセリング、家族再統合等々の要となっている。

児童心理司の配置基準を、児童福祉司と同様に児童福祉法施行令において明確に定め、地方交付税対象とすることが求められる。

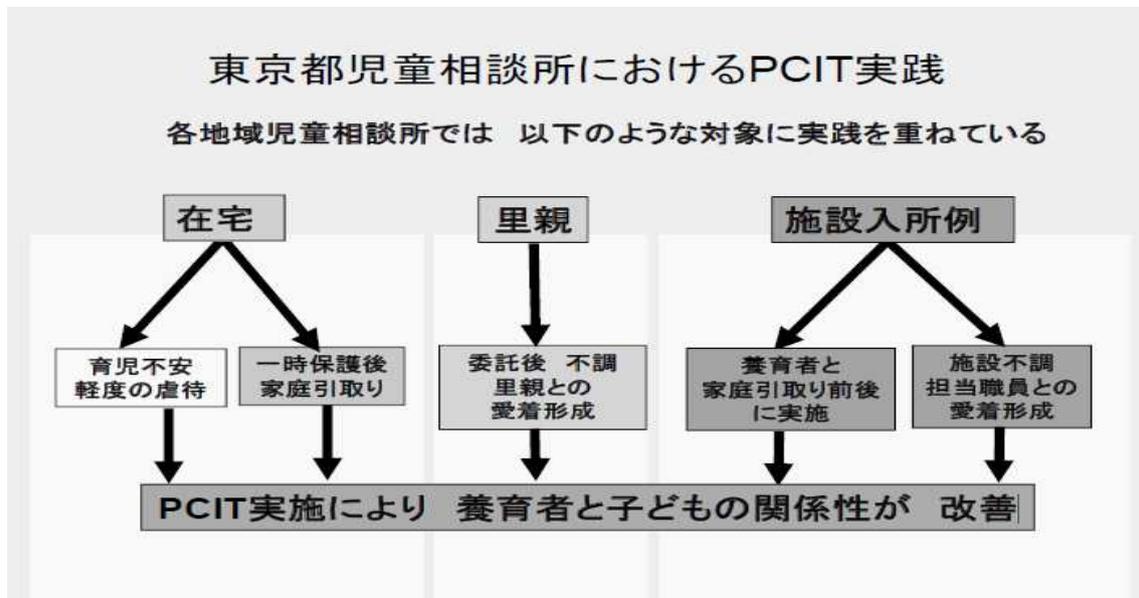
少なくとも児童福祉司3名に対し、児童心理司2名の割合で配置すること。

4 PCIT、CARE の有効性

虐待事例におけるPCITの場合、他の治療的介入に抵抗を示す養育者でも、トランシーバーを介した助言は受け入れやすく、PCITの構造が効果的であるほか、養育者がライブコーチングで治療者に褒められる経験を重ねることが治療的である。

児童相談所において、ビデオで多職種が、親子の関係性の変化を確認できるPCITの利点を生かし、ケースワークとの連携が可能と思われる。

今後の課題として、人手や時間、場所を要する治療法であるため、適応事例や導入時期、PCITの簡易版であるCAREの併用などを検討していく必要があると考える。



5 保護者指導への司法等の関与

虐待を行った保護者に対する援助の効果をあげ、虐待の再発を防ぐためには、保護者が虐待の事実を認知し、かつ児童相談所の援助を受ける動機付けが認められるかによる。しかし、虐待を行った保護者が虐待の事実を認めず、児童相談所の援助を拒むことがある。特に、児童相談所が強制的介入を実施した場合については、将来の家族再統合に向けた援助活動に支障をきたしている。

保護者指導に保護者が応じない場合、裁判所から保護者への勧告等がなされ、保護者指導の動機付けや実効性を高める仕組みの検討を進める必要がある。

第 7 回 社会保障審議会 児童部会
児童虐待防止対策のあり方に関する専門委員会

平田委員提出資料

課題(1)児童の安全確保を最優先した一時保護の実施について

○乳児院での一時保護

児童相談所に付設されている一時保護所は、乳児に必要な設備や職員配置がなされておらず、乳児の場合は、緊急の医療的手立てが必要な場合を除き、乳児院に一時保護を行うことが通例となっている。他の施設種別と大きく異なる点の一つであり、乳児院で一時保護を行うということは、一連の手立てが行われないうまま乳児院の生活が始まることを意味しており、同時に一時保護期間に行うべき本来の手立てを、乳児院は児童相談所と協働して行うことが求められている。

乳児院の一時保護の主要な目的は、①子どもの安全確保 ②ケースのアセスメント ③子どもや家族が抱えた課題や解決や乳児の健全な育ちを支えること。

(乳児院運営ハンドブック 厚生労働省 雇用均等・児童家庭局 家庭福祉課より)

○「社会的養護の課題と将来像」で示されている乳児院の役割

○乳幼児の生命を守り、心身及び社会性の健全な発達を促進する養育機能

○被虐待児・病児・障害児等への対応ができる乳幼児の専門的養育機能

○早期家庭復帰を視野に入れた保護者支援とアフターケア機能

(在所期間は1か月未満が26%、6か月未満を含めると48%)

○児童相談所から乳児院に一時保護委託を受けることが多く、乳児の一時保護機能

○子育て支援機能(育児相談、ショートステイ等)

○「乳児院の将来ビジョン検討会報告書」(平成24年9月 全国乳児福祉協議会)

社会的養護全体並びに乳児院における現状と課題を受け、乳児院は今後どのような役割を社会から求められるのか。また、それをどのようにすれば果たすことができるのかを、改めて専門的機能を具体的に整理再編し、平成24年9月に「乳児院将来ビジョン検討委員会報告書」として示した。

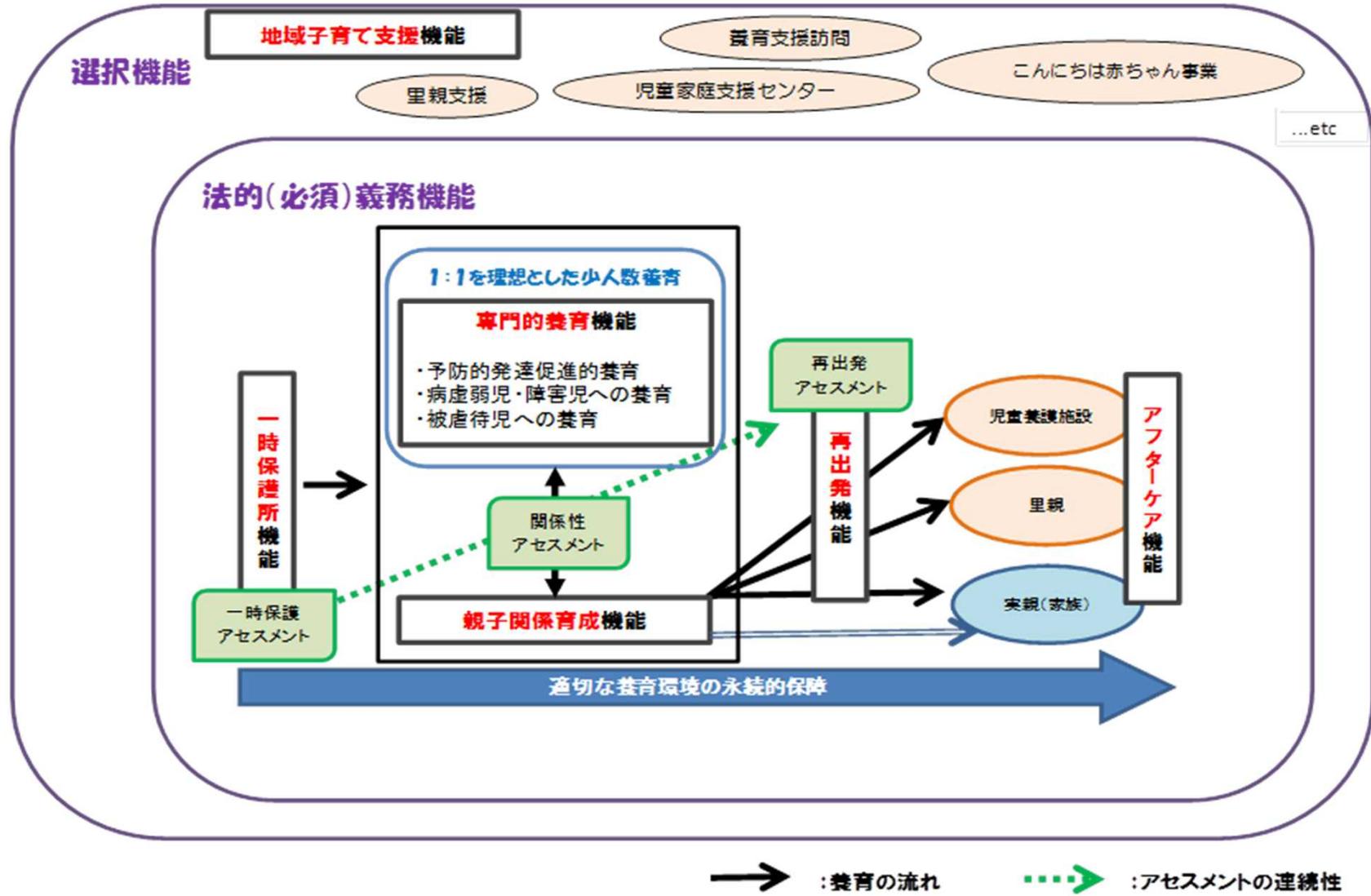
(1) 必須機能と選択的な機能

必須機能→①一時保護所機能 ②専門的養育機能 ③親子関係育成機能 ④再出発支援機能 ⑤アフターケア機能

選択機能→地域子育て支援機能

(2) 展開過程に即したアセスメントの充実

乳児院の将来ビジョンフロー



○一時保護の現状と課題(対応)

≪平成25年度 全国乳児院の一時保護実態調査(集計中のデータ)全国乳児福祉協議会≫より抜粋

一時保護委託日数: 2か月以上 約16%

保護解除後の行先: 家庭49% 施設39%(内、同乳児院に措置入所89%)

一時保護前の場所: 家庭70% 病院14% 警察3%

①乳幼児の安全を守るには早期の適切な介入

- ・要支援児童と要保護児童が混在して一時保護委託され、要支援ケース対応が手薄
- ・とくに要支援の乳幼児やその家族への早期支援は、これまでも乳児院で実施
- ・児童相談所が現在の機能を果たすには絶対的に人員不足であり、市町村と児童相談所の連携も課題

②「子どものアセスメント」と「家族のアセスメント」「親子の関係性アセスメント」

- ・乳幼児は言葉で表現できず児童相談所の一時保護所を介さぬことから、援助指針に子どもの状態像が反映されにくく、保護者の申請理由が中心となる。アセスメントの共有方法は検討必要
- ・委託時のリスクアセスメントが、解除時の可否判断を左右するので重要。乳児院では一時保護後にネグレクトが判明

③一時保護委託時の情報提供や入所前健康診断等は、各児童相談所でバラつき

- ・調査で、アセスメントに必要な情報提供が「不十分と感じている」乳児院は、「提供されていない」を加えると60%超
- ・委託される子どもはもちろん、すでに生活している子どもの安全を保障するためにも感染症や疾病や障害、アレルギー等の委託前健康診断や医学情報は喫緊に必要で、統一の情報提供シートを検討したい
- ・乳児院の入所児の約60%が心身に何らかの課題を持っている現状がある

④乳児院に通例化されている一時保護機能

- ・夜間緊急一時保護などの待機と対応、通院や入院などへの対応
- ・アセスメント機能強化への手立て

課題(2)親子関係調整のための取組について

○乳児院における親子関係再構築支援

入所中のケアとともに乳児院にとって大切な役割の一つが、家族(親)支援である。親と離れて乳児院で生活する子どもたちが再び親元と一緒に暮らせることを目指し、乳児院はこれまで親子調整に力を注いできた。親に代わり子どもとの愛着関係を結ぶとともに家族(親)との信頼関係を深め、また親子の絆を断ち切らぬよう十分配慮した支援を行ってきた。とりわけ1999年には、家庭支援専門相談員がいち早く乳児院に配置され、親対応や児童相談所との連携がより一層図られてきた経緯がある。2011年度に心理療法担当職員が配置され、子どもの心身の発達状況を心理的なケアを行い、担当養育職員へのコンサルテーションや家族支援の一旦を担うなど、乳児院の持つ「親子関係を育成する機能」がより専門的に強化された。

(乳児院運営ハンドブック 厚生労働省 雇用均等・児童家庭局 家庭福祉課より)

○「社会的養護の課題と将来像」で示されている乳児院の役割

- 乳幼児の生命を守り、心身及び社会性の健全な発達を促進する養育機能
- 被虐待児・病児・障害児等への対応ができる乳幼児の専門的養育機能
- 早期家庭復帰を視野に入れた保護者支援とアフターケア機能
(在所期間は1か月未満が26%、6か月未満を含めると48%)
- 児童相談所から乳児院に一時保護委託を受けることが多く、乳児の一時保護機能
- 子育て支援機能(育児相談、ショートステイ等)

○「乳児院の将来ビジョン検討会報告書」(平成24年9月 全国乳児福祉協議会)

3. 親子関係育成機能(家族支援、家族の再構築支援)

家族の再構築を行うにあたり、入所時に保護者を含めた家族へのアセスメントを十分に行っておく必要がある。保護者は様々な課題を抱えている。これらは日々の生活を困難にすると同時に、虐待に通じるリスク要因にもなり得るものである。そのためこれらのリスク要因の有無や程度を評価し、具体的な手立てを講じる必要がある。また虐待ケースは家庭復帰や外泊時に再び虐待を受けることがないよう、検討の際には児童相談所との協働によるリスクアセスメントが必須である。面会や家庭復帰や外泊が可能なケースは、親子関係に注目した「保護者と子どもの関係性アセスメント」が重要となる。

アプローチは、次の段階で進めることが重要である。①家族との関係を構築し、子どもと家族の安全なかかわりの場が継続できるよう支える ②家族の負担の低減や消去に向けた支援 ③保護者自身への治療教育的な支援 ④保護者と子どもの関係改善に向けたアプローチ ⑤家庭復帰に向けた支援

○乳児院の家庭復帰率

≪平成25年度 全国乳児院入所状況実態調査/全国乳児院充足調査(全国乳児福祉協議会)≫より抜粋

退所先 家庭復帰 50% 他施設 33%(児童養護、知的障害児、肢体不自由児、医療型障害児入所等)
里親委託・養子縁組 15%

在所期間 1か月未満 13%、6か月未満を含めると34%、1年未満では半数(50%)

入所理由 新規入所児童数2,159人中 虐待35% 父母の精神疾患18%(内、母の精神疾患17%)

入所児童の心身の状況 健全39% 病虚弱児29% 障害児3% 被虐待児

○家族再構築支援の現状と課題

①入所前の説明に始まり、入所中、退所時、アフターケアまでアセスメントをもとに家族支援に取り組む

- ・保護者の意向、子どもの状態を含めた児童相談所との協議
- ・保護者の困りごとに届く支援とアセスメント力の向上

②家庭復帰率が低下(平成元年70%→H25年度50%)

- ・保護者の精神疾患等の要因の複雑さと子どもの要因(病虚弱児や障害児)の増加は、復帰時期の見極め必要
- ・頻回な面会と気分障害、不安に付き合う相談員への支援と児童相談所との役割分担の検討

③担当養育者との愛着関係を保護者につなぐ

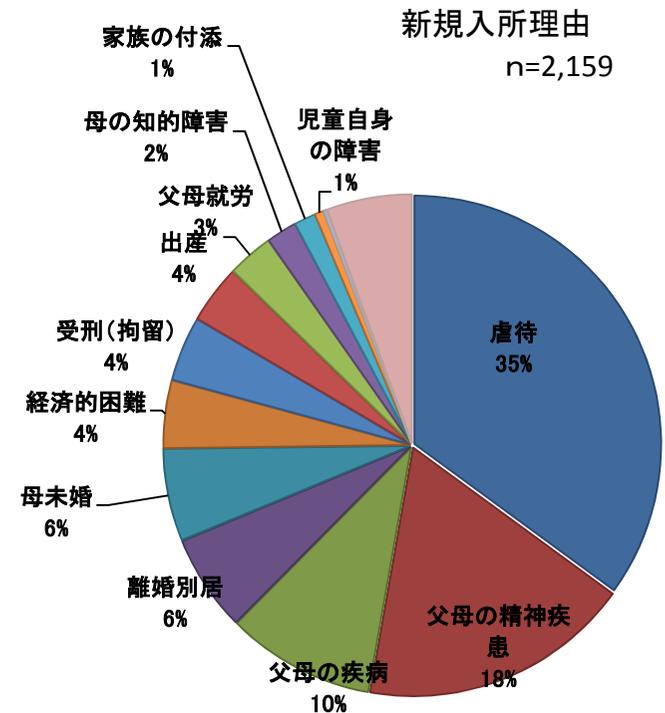
- ・子どもへの気持ちや養育意欲の形成を支援
- ・医療、療育、体調悪化の際の対応支援

④家庭引取りに向けての支援

- ・24時間365日単体家族での養育になることを前提に支援
- ・児童相談所(きずな事業や親子支援チーム)との連携
- ・地域の支援ネットワークづくりへの関係者会議はまだ弱い

⑤アフターケアが大切

- ・実家機能
- ・行政やあらゆる支援を申請できる力と支援



乳 児 院
運営ハンドブック

厚生労働省
雇用均等・児童家庭局
家庭福祉課

(5) 事例に学ぶ1

事例に
学ぶ1

① 入所同意が得られない一時保護

i. 事例の概要

- 一時保護委託時年齢 : 2歳0か月
- 一時保護委託解除時年齢 : 2歳8か月
- 一時保護委託理由 : 母からの虐待のため
- 家族構成 : 母、祖父、子A

ii. 経過

(a) 一時保護から退所までの経緯

母からの虐待による骨折のため、子Aが入院し、母は拘留となりました。母が自身に対する祖父からの虐待を訴えたため、子Aは一時保護となりました。病院に1週間児相職員が付添った後、入所同意が得られないまま一時保護委託となり、約3週間職員が付添いました。退院後も入所同意に至らず一時保護が約3か月継続されました。入所同意に至らなかった理由には、母や親族の施設入所への漠然とした嫌悪感や、警察による聴取や審理への影響を鑑み、児相職員と母がよく話し合いを持てなかったことがあげられます。親族らの乳児院での面会などを経て母から入所同意を得、措置入所となりました。

入所当初の情報は主に骨折に至る経緯やそれまでの通告の有無で、生活の様子や親族との関係などに関する情報は少なく、不確かなものも多くありました。祖父から母に対する虐待に関しては真偽不明のままでしたが、後に母自身が虐待はなかったと釈明しましたので、祖父母宅への引取りが決定となりました。そこで、引取りを望む祖父母に、リハビリやセラピーの必要性の理解を得たうえで面会が実施されました。引取り予定間近に母が元夫との関係で退所が一旦延びましたが、初めての外泊をきっかけに引取りが具体化しました。本乳児院から要望していた祖父母と母との関係修復や、母と、子Aらの関係のアセスメントなどが十分でないままの退所となりました。

(b) 子Aの様子

骨折による病院入院中は、ギプスで腰から下を固定され足をつられた状態で不自由なうえ、付添い職員の顔ぶれが毎回変わり不安だったでしょうが、よく喋り、自ら「ママ

どうしたの」など話していました。食事の促しや遊びの中では「これがいい」など要求を出しつつ「ハイ」と受け入れていましたが、顔なじみの職員ができると、自分の思いが通じずイライラして激しい口調になったり職員をひっかいたりするようになり、上手に自分の思いを伝えられない様子が見られました。そのため、子Aの担当養育者が、子Aと過ごす時間を増やしコミュニケーションの機会を増やすことで、できる限り子Aの思いを受け止めることを、子Aに伝えていきました。

病院退院後、乳児院に入所した際には、初めての場所や職員に対して緊張しつつ笑顔を見せていました。当初はギプスも取れず、自由に動けない状態でしたが、不安や苛立ちを感じながらも、泣くことや言いたいことをぐっところえている様子でした。生活に慣れてくると、職員や他児に対しての強い言動が見られるようになり、その頃から、昼夜を問わず股間への自体愛的行動が増えてきました。初めはギプスの当たる感覚だったのかもしれませんが、ギプスが取れてからも続きました。また些細なことでも怒号を飛ばし、思い通りにならず泣き続けることも多くなっていました。

(c) 職員の養育の様子と退所まで

職員は、子Aの「ママどうしたの」「じいじどうしたの」などの発言を重く受け止め、子Aの被虐待体験を日常の中で必要以上に想起させてしまわないよう、話す際に強い口調や否定的な言葉にならないよう気をつけました。また、生活の中で起こる様々な思いを激しくではなく落ち着いて安心して表現できるよう、日頃から小さな自信を積み重ねていけるようサポートしていきました。

また、日常の養育と並行して心理療法担当職員による週2回のプレイセラピーを実施しました。セラピーでは、母や祖父との間で起こった恐ろしいできごとを繰り返し表現して体験の整理を行ったり、本乳児院での穏やかな生活の再現をして職員に優しく養育する姿を自分自身の心に定着させたりしていました。

本乳児院で安定した生活が続いていき、やがて他児をリードして遊んだり、年少児を気遣ったりする姿も見せ始めました。以前ほど気分の切り替えに時間がかかることも少なくなり、日中に股間を触ることもほとんどなくなっていきました。

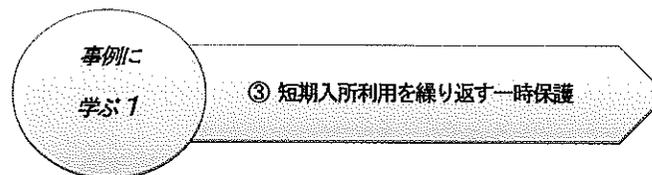
裁判で母が祖父からの虐待はなかったと述べたため、結審後に祖父母宅への引取りが決定されました。子Aは初回の面会では緊張して泣くこともできないほどでしたが、繰り返すうちに面会后に祖父母を求めて泣く様子が見られるなど、子Aにとって祖父母が大きな存在となっていったように見られました。

また、面会で祖父母らも乳児院を知り、職員と関係を築いていきました。母と元夫との関係で祖父母も翻弄され面会が途切れることもありましたが、祖父母宅への短期外泊・長期外泊の段階を経て、引取りとなりました。

iii. まとめ

一時保護委託時のアセスメントが不十分なままの入所でした。児相で日常の母子の様子や親族との関係などの情報収集が十分にはなされないままでしたので、乳児院内で観察しながら情報の共有や見立てを繰り返し、手探りで関わっていました。一時保護期間中、全職員が子Aを丁寧にアセスメントし対応を考えていた経過やセラピーの実施が、乳児院での子Aの安定につながったと感じています。児相の情報のみに頼るのではなく、乳児院が独自に関係性を見立てる力や発達状況の理解力を養っていくことが大切であると感じています。

また、関係機関との連携の必要性は高く、情報交換だけでなくカンファレンスで課題となったことを一つずつ確認して次のカンファレンスや処遇決定につなげていくことが重要であると感じます。この事例では一時保護期間が長くなりましたが、祖父母と職員が信頼関係を築くことで入所同意を得られました。保護者との信頼関係が子どもの処遇にとって大きな要素となることを再確認した事例でもあります。



i. 事例の概要

一時保護委託時の年齢：0歳0か月（初回）

一時保護委託解除時の年齢：0歳3か月（最終回）

一時保護委託の理由：新生児期等の養育が困難

（父母共に知的障害、生活保護世帯）

家族構成：父、母、子C

ii. 経過

(a) 父母の成育歴・現状および本児の入所経緯

父は知的障害であり、幼少期から要保護児童として児童養護施設および知的障害児施設に入所していました。支援を受けられる親族等もなく、義務教育終了後に就職して自立を目指したものの、長続きせず経済的に困難な状況となり、福祉事務所の支援を受けながら転々とアルバイトをして過ごしていました。

母も知的障害者であり、以前から親族と不仲で支援は受けられない状況で、いわゆる家出状態で転々と友人宅等に居候して過ごし、就業経験もありませんでした。

結婚後も生活は安定せず、生活保護世帯でした。

子Cを出産後も生活の安定が見込めなかったため、新生児期は乳児院に一時保護することが保健上の最善策という観点から、一時保護されることになりました。なお、配慮する事項として、「面会時の育児練習」、「一度の一時保護期間を数週間に設定し、繰り返し一時保護を行う（一時保護解除中は家庭へ帰省のイメージ）」、「生活保護の扶助費等が減額とならない一時保護期間の設定」の三点が関係機関の申し合わせ事項となりました。

(b) 入所直後の様子

父は、新生児期の子どもは未熟なので、丁寧かつ慎重に身辺ケアが必要であることは理解していましたが、実際にどのように子どもに関わればよいのかは自信がなく、見ていただけでした。それにもかかわらず、母に対して強い口調で世話することを求めている

ました。母は子どもを可愛がるものの、子どもの保健衛生を保つための生活や、調乳の分量計算等をはじめとする育児に必要な知識や方法については、きめ細かく支援する必要がありました。また、産後の母体の回復も順調ではなかったので無理のない範囲での面会ペースを設定しながら、育児技術を少しずつ習得しました。

(c) 初回の一時保護解除時の様子

初回の一時保護解除時、児童福祉司と保健師が新生児の養育環境の適否を判定するために、事前に家庭訪問を行いました。おおむね良好の結果により一度目の一時保護解除となりました。保健上、子どもに過度な負担が掛からないように3泊4日を設定しました。なお、子どもの急病時に備えて平日休日夜間等の医療機関のシミュレーションを行いました。また、非常時は予定を返上して乳児院に戻ってくることを約束しました。

(d) 関係機関との連携の様子

関係機関との連携として、児相・保健所・福祉事務所・出生病院および乳児院が、支援の方向性と情報共有と役割分担を行いました。子どもの身辺ケア等については、きめ細やかな支援を段階的に根気よく進めることで一致することができましたが、経済的な支援に対する課題として、父が生活保護の扶助費等への影響に強いこだわりと生活保護担当者への不満が大きく、特に慎重な対応と連携が必要でした。

(e) 数か月後の様子

母の産後の回復は順調で、一時保護中の面会も定期的になされました。計画のとおり一時保護は短期間を繰り返し行い、二度目の一時保護解除は5泊6日の設定、三度目の一時保護解除は6泊7日の設定としました。また、この頃になっても調乳量と授乳回数が乱れてしまうときがありましたが、その都度、担当養育者が母に丁寧に説明をし、方法を確認しました。

(f) 家庭における養育の様子

家庭における養育の様子と子どもの保健確認をするため、一時保護解除中は児童福祉司と保健師が家庭訪問を行いました。良好とは言えないながら、最低限の育児は行われていると判断されていました。

また、乳児院に再一時保護するときに、身体測定・スキンケアの様子・生活リズムの様子・調乳量と授乳量と授乳回数の様子・検温記録の確認・便尿の状態回数様子等の、子Cの状態も確認しました。若干の心配はありましたが、大きな発達上の課題等は見られませんでした。父母が家庭での出来事をたくさん楽しそうに話されるので、具体的に様子をうかがうことができ、父は育児にはあまり協力的ではない様子が分かりました。

(g) 保護の意義と保健の確保

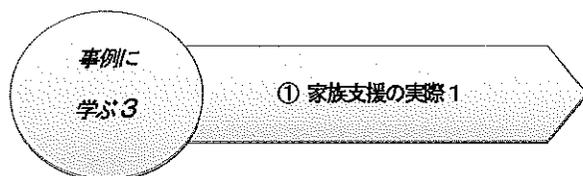
本事例については、父母の養育知識や方法に課題があったため、高いリスクの時期である生後3か月頃までを、乳児院で繰り返し4回の一時保護することにより、子どもの保健上の最善策をとることができました。1か月健診および3～4か月健診で順調な発育が確認されたことは幸いでした。児相や関係機関との協議により、今後も父母に急病等の不慮の事態が生じた場合は乳児院に一時保護を行い、平時は保育所の子育て支援を利用しながら健康に過ごすことを確認しました。

iii. まとめ

乳児期の不安の状況と父母の実態を考慮して、乳児院を活用して「面会時の養育支援」「父母の見守り」などを続けて、父母の地域での子どもを置いた家族としての生活の維持を支えた事例として、乳児院の存在意義としてもよい事例と思います。

父母の状況から考えて、子Cのいない生活は考えられず、母子分離による母の不安を考えると生活施設の乳児院の活用は適切であったと考えます。関係機関との密な関係性の維持は、子C家族を支える上でも関係性の薄さなどであれば、繰り返しの利用により、保育士や看護師、家庭支援専門相談員など乳児院の職員との関係も深まることで、より良いものになったとケースから伺えました。乳児院が子どもを預かっている場として、措置入所だけでなく、このケースのように「一時保護委託」を繰り返し、父母を支えて、子育てを支えて関係機関との地域で進めていくことがこれからも望まれると思います。

(4) 事例に学ぶ3



i. 事例の概要

入所時月齢：子R（1歳11か月）、子S（3か月）

退所時月齢：子R（3歳11か月）、子S（2歳3か月）

入所理由：母の精神科入院

家族状況：

父（療育手帳、生活保護世帯、障害者作業所通所）

母（療育手帳、無職）

子R、子S（きょうだい）

入所までの経緯：夫婦間のトラブルが絶えず、地域の関係機関で見守りを続けていた事例です。父から母への暴力があり、家族を保護する名目で母は精神科へ、子R、子Sは乳児院への一時保護としました。母には「母子を守るため」と伝えて同意入所に切り換える予定でしたが、「お前が入院したせいで家族がバラバラになった（きょうだいとも一緒に生活できなくなった）」と父が母を責める言葉を発するようになりました。そのため、母はこれまで関係を保ってきた行政や保健師に対し、自分入院を勧めることで家族を離そうとしたのではないかと話すようになりました。きょうだいと再び家庭で生活できれば、父も自分を認め受け入れてくれるだろうと考えた母は、きょうだいの乳児院入所への同意を拒否しました。

ii. 経過（面会・外出-3〜9回/月 外泊-1泊2日〜最長8泊9日まで）

(a) アセスメント～入所時の支援～

きょうだいの発育は標準でしたが、乳児院のアセスメントで子Rは軽度の発達遅滞（主に経験不足によるもの）があるように見られました。また、子Sは頭側が極端に低くなる抱き方でないと泣き止まず、授乳も出来ない状態であったことから、両親の普段の抱き方が非常に不安定であったのだろうと判断しました。

入院中の母は行政への反感は残しつつも、児童福祉司の説得で入所に同意しました。

行政からの情報でDVは日常的なものでなく、母と口論になった際に上手く言い返せない父が最終的に手を上げてしまうことが原因であると分かりました。

母は育児に自信がなく、父は前妻との子どもや子Rを育ててきた経験から自信を持っており、自分たちの養育によって、子どもの心身や発達に良くない影響がでていることには気づいていないようでした。母は他県出身のため、周囲に父以外の知り合いがなく、家庭の中での人間関係でしか生活していませんでした。

家計は両親の障害年金、作業所の給与、児童手当、生活保護。手当関係が支給される偶数月とその狭間の奇数月では生活バランスがよくない状態でした。

(b) 見えてきた課題～入所中の支援～

寡黙な母へ、父の口調が乱暴になる場面が多いことに気付きました。両親とも知的障害があると認定されており、移動手段であるバスに乗る際にも、ヘルパーと乳児院職員が同乗してバスへの乗り方や料金の支払い方等を、その都度、説明する必要がありました。

両親ともに、子どもへの思いは強いものの、育児に関する知識や方法に不安定な部分があるため、親支援における当面の目標はあやし方・抱き方・授乳などの指導としました。

外出開始後、しばらくは乳児院職員が付添い、授乳やオムツ交換場所の確保を一緒に覚えました。また、両親が子Rと子Sのどちらかだけの世話を取られて、もう一人から目が離れてしまうことなどへの対応方法を一緒に考えました。

母の社会化を図るべく、行政や児相との連携で母の作業所への通所を勧めました。このことで母の世界観が広がり、父にも自分の思いを伝えることができるようになりました。少しずつですが、母から職員に、子どもや父のことを話してくれるようになりました。

曜日や時間帯によってバスが不便なこともあり、自宅～乳児院間でタクシーを利用する機会が増えました。しかし、週2回ペースだと8往復にもなり、家計にも影響があるため、外出の回数を減らし、その分、次回の交流時にはそれまでの養育の様子を丁寧に伝えるようにしました。

(c) 家庭生活の課題と支援方法の検討

外出時のトラブルはなく、親子・夫婦関係とも安定していたものの、面談の中で父がゲームセンターや携帯電話にお金を使い過ぎて、時には収入の半分以上を注ぎ込んでしまっていることが分かりました。また、外出時に家事支援で入ったヘルパーより、父が子Rを叱る際に大声を上げる、物を投げる、椅子を蹴るなど不適切な関わりがあったと

情報提供がありました。

そのため、家庭訪問で自宅の環境をチェックし、指導を行いました。父からの不適切なかかわりをなくすため、乱暴な怒り方ではなく、話をするなどで叱る方法等を伝えました。その後、不適切なかかわりがなくなってきたことを確認したところで、外泊を開始しました。

外泊時には、お昼寝をさせられず、帰院後の子ども達の機嫌が悪いことがありました。そのため、再度乳児院での面会の機会を設け、子R・子Sの生活や時間の流れを一緒に体験し覚えてもらうことにしました。

外泊時に父方祖父が毎回訪れることで、家族4人以外の食費が高まり母の不満が高まり、行政や児相と協議して年末年始の外泊を中止しました。母の立場を考慮して、父へは子R・子Sの体調不良によるものと伝えました。その後、母の負担を減らすために「外泊は家族4人だけで問題なく過ごすことが目標」と父に伝えますが状況は変わらず、母が家を出て（作業所と同法人内の）グループホームでの生活を開始しました。年度末での引き取りも見えてきてただけに、関係機関共々に落胆の色が濃くなりました。

その頃、父の電話代がまた相当高額になっていることが判明しました。また、母はグループホーム入所者と探めて自宅へ帰ってしまいました。そのことで、入所当初から修復の方向に向かっていた保健師や、最近では母の支えとなってきた作業所との関係が最悪となり、関係機関との調整も含めた冷却期間としてしばらく家庭復帰にむけた動きを止め、現状の課題の整理と再調整にむけて進めることとしました。

父と母は着いたり離れたりを繰り返す、共依存の関係であるように見えました。関係機関による検討によって、お互いを切り離して個別の支援だけでは、また課題が出てくるのが想定されたため、2人そろって支援等を受けることを支援の方針に置きました。

数か月間、親に会えないことで不安定になった子Rのことも考え、面会を挟み、外泊を再開しました。

(d) 家庭引き取りに向けて～退所前から退所後の支援～

子Sの離乳食開始、離乳食調理や提供温度、介助のレクチャーを行いました。

職員が聞き取り記入していた外出記録を両親に書いてもらうようにしました。両親が自分達を振り返る作業、子どものことを夫婦で話す機会が増えました。

両親の金銭的な負担を考慮し、なるべく両親の休みに合わせて外泊を組み、1泊2日でなく、数日間を家族4人だけで問題なく過ごすことで課題も見えて来たように思います。

半年間ほどはこれまで通りの小さなトラブルはあるものの大きく崩れることはありませんでした。しかし、やはり奇数月には金銭的に苦しい場面がありました。引き取り

直前の長期外泊を前に、これまでも幾度となく重ねてきた関係機関とのケース会議を行いました。父の支援は行政と乳児院、母の支援は保健師と作業所、子どもへの支援は入所前も通っていた保育所と児相、家族全体の支援をヘルパーと障害者総合相談支援センター、新たに社協による金銭管理サービス部門も加えて、それぞれの役割分担を徹底させました。

(e) その後～退所後～

児相の定期的な家庭訪問やトラブルになりそうな時は必ず第三者に入ってもらうことを徹底したため、金銭管理をする社協と少し揉めた以外は両親とも安定し、子ども達も元気に保育所に通っています。

決して完璧な両親ではありませんが、その不足している部分をそれぞれの機関が専門性を活かして地域全体で多角的に支える体制を用意できたと考えます。

iii. まとめ（考察）

本事例は、乳児院でよくある事例です。両親とも療育手帳を持参し、また生活保護を受給するなど経済的にも苦しく、父（離婚経験あり）から母へのDVがあったとの母の訴えが発端で、きょうだいを乳児院に一時保護されたことが乳児院との関わりのスタートです。

乳児院では子どもをアセスメントするとともに、父母との関係を深めるなかで、育児スキルの相違が見られたため、適切な育児スキル獲得に向けトレーニングを実施するとともに、定期的な面会を繰り返し、また一時帰宅を実施するなど家庭帰宅を目指した支援を行っていたが…

他方家庭では、母の就労問題や父の浪費、またヘルパーからの情報で一時帰宅の際に、父が子どもに対し不適切な関わりをしていることなど、夫婦関係や親子関係の課題が複雑に見えてきました。その後母の就労により生活保護が打ちられ生計が成り立たなくなったことで、母が家を出たり、また仕事を辞めて帰ってきたりと父と母の共存関係が確認されたため、一時冷却期間を取り、子どもの長期帰宅の前に関係機関が集いケース会議を開催し、父への支援、母への支援、子どもの支援、家族全体への支援、さらに金銭管理の支援などをそれぞれ関係機関で役割分担をし、地域の関係機関複数でサポートする方策を取ったことで、「退所後も4人家族の生活が継続・維持された」という事例です。

第7回社会保障審議会児童部会
児童虐待防止対策のあり方に関する専門委員会

武藤委員提出資料

社保審児童部会 児童虐待防止対策のあり方に関する専門委員会

課題（１）「児童の安全確保を最優先にした一時保護の実施について」 ～ 迅速、確実な一時保護の実施と一時保護中の支援のあり方 ～

二葉学園 統括施設長 武藤 素明（むとうそめい）

1. 一時保護の徹底と強化策を（基本的方向性について）

（１）児童福祉法３３条の一時保護はもっと「虐待の恐れがある段階」「虐待の疑いの段階から」職権で行うべきと考える。子どもから聞き取り調査をするにしても親から離れたところで、安心が確保された中でないと子どもは話せない。一時保護の目的は「子どもの安全確保」と保護者や子ども自身のことの「調査、調整」の役割がある。

（２）子どもや保護者に見れば「いきなりの保護」であって、当座は混乱するが、虐待が疑われるのでその疑いの真偽等調査のために、また、子どものより良い育成の方途を探るために職権で「一時保護」を行うことを十分に説明し、「通告」等により虐待の疑いがあれば「児童福祉法３３条により保護することになっている」ことを周知すべきです。

（３）保護者との関係悪化を恐れるために、また、保護者が子どもに愛情を持っていることを理由に（どんな親でも子どもに愛情を持っている。その愛情のかけ方が結果として虐待になる場合がある。）一時保護をせず、「見守り」の期間を長期化させるのは良くない。その後の親子分離から親子再統合や子どもの健全育成にも悪影響を及ぼすことになる。

（４）そもそも、児童相談所が対応すべき課題が多いにもかかわらず、少ない人員での対応に追われている。ひとり一人丁寧な調査、介入、措置、支援をしようとするれば現在の職員配置では困難であろう。そこへの抜本的対応が求められる。

2. 「一時保護」の規定や目的について

（１）児童福祉法等の規定について

児童福祉法３３条にて「児童相談所長又は都道府県知事が必要と認める場合は子どもを一時保護し・・・」とあるが、現状はとくに都市部においては一時保護所が常に満床状態にあり、必要と認める場合でも緊急性や程度の重篤なケースから先に一時保護し、必要と認める児童が一時保護されていない実態にあるのではないのでしょうか。

児童相談所運営指針においては「緊急保護」を基本としており、「行動観察」や「短期入所指導」等について、子どもの最善の養育保障を考えると、その要件を現状から拡充していくことが必要である。

また、子の福祉よりも親権が強い我が国の実態からすると、一時保護、入所措置についても親がそれらの措置に納得せずに長期にわたって訴訟になっているケースもあり、3年前に「民法」や「児童福祉法」の改正をしたものの、現状の実態を検証しながら、児童虐待防止法も含めた改正論議をすべきではないかと提案する。

(2) 市町村レベルでの利用型一時保護機能の創設を

要保護に至る前の要支援児童や家庭は多く存在する。虐待も起こってからではその対応が後手後手になってしまうことが多々ある。児童虐待の防止や予防の観点から、家庭での養育が困難な場合、一時的に保護できる場所を、より地域に密接な場所で子どもが生活できる場（通学や通園を継続しながら）を作ることが必要である。また、ショートステイ利用を義務付けるシステムも必要である。

現在、ショートステイ事業を活用しての一時保護を行っている区市もあるが、利用型一時保護所の創設も必要である。ただし、ショートステイ事業は利用料について利用者負担や区市町村負担が大きくなるので、ここに対しても国庫補助制度にて拡充策を国から提案すべきである。ショートステイ事業やトワイライトステイ事業等は現状からすればやればやるほど事務費等赤字になってしまう現状にある。

国全体としてみると、児童家庭支援センター機能の充実とこの利用型一時保護機能の充実を図るべきである。

3. 一時保護所の充実を

(1) 一時保護所の量的充実策

一時保護所が常に満床であれば、一時保護所の機能を果たしていないということになる。常に90%~100%以上になっている児童相談所（都道府県）へは改善計画を提出してもらう必要がある。

(2) 一時保護所の質的拡充策

虐待を受けて入所する子どもたちや発達に障害がある児童等配慮が必要な児童が多く、その支援に苦慮するケースが多い。管理的になりすぎではないか、子どもの人権の尊重や意向や要望等が十分に尊重されているかなど、つねに第三者チェックが利くシステムを作る必要がある。一時保護中の子どもの権利擁護や支援の質の向上を図るために第三者委員の配置や外部評価の導入を検討すべきである。

(3) 一時保護委託について

都市部では一時保護所の入所率が高いために、里親や施設等の一時保護委託が多くなっている。しかし、一時保護委託はケースのアセスメントが十分でない（とくにアレルギーやこれまでの育成経過等情報不足）ケースも多くみられ、重大な事故につながる事態も想定され

る。また、その支援に苦慮している場合が少なからずある。一時保護委託の入所から入所中の支援のあり方等についての支援方針や対応方針が十分確立されていないので、その改善が急務の課題である。

また、親権と措置をめぐって訴訟になるケース等は一時保護が長期にわたるケースが多くなるので。一時保護委託として受け入れた場合に生活費や教育費、進学費等生活に支障を来さない様に事務費、事業費の支弁の配慮が必要である。

(4) 児童養護施設、乳児院と一時保護委託

今後、長期的視点で見ると、児童養護施設、里親等も含めて地域分散化の家庭的養護を追求していくことになることから、児童養護施設等の地域の拠点としての本園機能の充実が求められることになるであろう。家庭的養護における不調ケースや一時避難機能として児童養護施設等がその役割を果たすべきだと考える。そのために本園での専門職配置や児童家庭支援センター機能を附置した地域拠点児童養護施設が必要になる。そこにおいては一時保護機能の役割を果たす児童養護施設のあり方を検討していく必要がある。

その際、施設定員の緩和策や暫定定員の見直しなども含めて検討すべきだと提案する。

(5) 乳児院の一時保護機能の充実

乳児院は各所轄の児童相談所単位ごとに、小児科を持つ病院で緊急保護できるような協力的体制を行っていけるとよい。又、母子手帳などが手に入らない場合もあるので、過去の病歴などが分かるとよい。関係機関で一時保護とはいえ、情報を共通のものにできるようにして置くことが望ましい。一度児の健康チェックができるような流れがあると乳児院は助かる。

(過去にインフルエンザやRSウイルスなどをり患した経緯あり)

一時保護所として考えると、様々なケースや年齢の子が来る中で一律の時間のプログラムに乗せての生活は、かなり無理がある。乱れた生活時間を正す意味でも生活時間の一律が正しいのか、論議は必要。年齢に応じた生活を確保できるようなスペースも必要と考える。

社保審児童部会 児童虐待防止対策のあり方に関する専門委員会

課題（２）「親子関係の調整のための取組みについて」

～ 児童相談所と施設、児童家庭支援センターの役割と機能 ～

二葉学園 統括施設長 武藤 素明（むとうそめい）

1. 「親子関係の調整」の規定や目的について

（１）児童福祉法等の規定について

児童福祉法第41条では「児童養護施設は、保護者のない児童（乳児を除く。ただし、安定した生活環境の確保その他の理由により特に必要のある場合には、乳児を含む。以下この条において同じ。）、虐待されている児童その他環境上養護を要する児童を入所させて、これを養護し、あわせて退所した者に対する相談その他の自立のための援助を行うことを目的とする施設とする。」となっていますが、時代の変化に伴い、保護者のない児童は極減し、ほとんどの入所児童には親が存在するケースが多くなっている。その現状においては親子間調整は児童養護施設の重要な目的のひとつであるので、次回法律改正においては目的として法律明記をするべきである。

「児童福祉施設の設備及び運営の基準」の中に「保護者との連絡」として若干位置付けられているが制度的位置づけがそのものが弱い現状にある。

2. 親子関係調整を主務とする家庭支援専門相談員について

（１）役割と業務内容について

家庭支援専門相談員の配置が最低基準に位置づけられたが、施設や地域によってその役割等に格差や不徹底が生じている可能性がある。現在の家庭支援専門相談員の業務内容に「里親委託促進」や「養子縁組推進」等も入っていて、里親支援専門相談員との役割分担を明確にすべきであろう。「施設運営指針」「施設ハンドブック」「社会的養護関係施設における親子関係再構築支援ガイドライン」等も参考にしながら、現代的に求められる家庭支援専門相談員の業務内容を現場の意見も十分に聞きながら再構築すべきである。

（２）機能のチェックと振り返り

行政監査や第三者評価において、家庭支援専門相談員が求められる業務内容等を十分に果たしているか把握する必要がある。親子調整方針や個別の自立支援方針等に沿って適切な業務が行われているか点検する作業を行うべきである。

（３）資質の向上と研修の充実

全国児童養護施設協議会が毎年開催するファミリーソーシャルワーク研修について重要な位置

づけとしてその運営等について国としても支援すべきである。

親によってはうつ病や境界性人格障害を抱える親もいて、親支援も大変な状況にある。家庭支援専門相談員自身のスーパーバイザーを外部や内部にもってスーパーバイズを受けながら親支援をしていく必要もある。

(4) 家庭支援専門相談員の配置について

現在、一施設につき一名の家庭支援専門相談員の配置がなされているが、児童もさることながら親の支援について困難なケースも増えて、現在の配置では十分な親子支援が出来ない現状にある。児童虐待ケースが多くなり直接的な親支援を施設が担うケースも多くなっている。

児童相談所の福祉司や心理司の配置も扱う分担ケース数に応じた配置が必要な状況でもあるが、施設における親支援も同様であり、一専門職として最低20～30ケースに一人の配置が必要であろう。配置基準の改定が必要である。

3. 児童家庭支援センターについて

(1) 設置促進について

平成26年度までに120カ所設置をめざしたが、104カ所設置に現状になっている。施設の小規模化や里親化等の施策は進んでいるものの、全体的にその実施は進んでいない。将来的には児童養護施設や乳児院に標準装備するとしたが、その促進計画やプロセスなど明確なものがない。具体的な促進計画や制度改善、予算増等の改善策を提示していく必要がある。

(2) 児童家庭支援センターの児童相談所や市区町村との連携等の強化策を

児童家庭支援センターの児童相談所や市区町村との連携等の強化策を打ち出すべきであろう。「社会的養護の課題と将来像の実現に向けて」を見ても「児童家庭支援センターの課題と将来像」は平成23年7月に発出してから、具体的促進策等が提案出来ていない。一定他のワーキングチームが終了すれば、児童家庭支援センター推進ワーキングチームを作り、具体的促進策を現場の意見も参考にしながら確立していくことが必要である。

(3) 地域のネットワークについて

親子分離の職権を行使した児相とその後の親子再統合等の親子のケアとは施設や市町村「要保護児童地域対策協議会」等の他の機関とのネットワークによる分業体制をとるべきである。この場合も、施設等からの退所等の措置権は児相が持っていることは勿論である。

4. 児童相談所、と施設、児童家庭支援センターとの機関連携について

(1) 親子関係調整や家庭再統合に向けて、児童相談所と施設、児童家庭支援センターとの共同連携が不可欠であるのは以前からも最重要課題とされた。しかし、親支援や親子再統合やアフタ

一ケア等をめぐり意見と相違や対立状況になる場合がある。たとえば「家庭復帰の可否を判断するためのチェックリスト」を通じて、家庭復帰への見立てを共有することなど具体的なツールを使い共有することが重要であろう。また、機関連携が十分できているかの機関連携チェックリストなども作成し、どこが、どんな理由で連携できていないのかを双方にチェックする必要がある。場合によってはケースカンファレンスを行うなどケースの共有を図ることが重要である。

(2) 被虐待児等の対応で、施設入所等で社会的養護に措置されている子どもはまだ恵まれている。ちまたに放置されている被虐待児や要保護児童は、極めて悲惨な状況があり、3日にひとりの割合で死者が出ている。児童相談所はパンク状態で、「子どもの相談の第一義的窓口」として、分業体制をとった市町村はまだ未成熟である。公だけでは対応できないのが現状だと思う。

(3) 市町村への設置が義務化された「要保護児童対策地域協議会(要対協)」の活性化が必要であり、その地域における拠点として社会的養護が再編されるべきである。このことは「社会的養護の課題と将来像」の重要な柱である。

そのためにも、「児童家庭支援センター」の施設への標準装備を実現すべきである。今の「児童家庭支援センター」は、補助金事業であり、その事業をやればやるほど経営的には赤字となる制度設計となっている。地域における子どもたちのセーフティーネットのかなめとして施設に付置された「児童家庭支援センター」は極めて有効なシステムであり、措置権を持った児相や市町村、要対協等との公と民との協働体制のかなめを担える組織である。制度改革をお願いしたい。

5. 家庭復帰後の支援や対応について

(1) 再措置配慮について

保護者のもとへ復帰した家庭において、虐待の再現やさまざまな問題が生じる場合があり、元の施設へ再措置をしようとしても、施設が定員満員状況で戻れないケースが生じる場合がある。親子関係を調整し、被虐待ケースでも数年間かけて家庭復帰できるようにすることは重要な事である。したがって家庭復帰をする場合は最低一年間はまた、戻ってくる事が出来るように空き定員を認めるべきではないかと考える。また、元施設が適切な養護の場であれば、一時的に定員オーバーになっても措置を認可すべきである。

(2) 家庭復帰後の支援

施設入所中の親子関係調整はさまざまな支援が出来るものの、家庭復帰後の支援が重要にも名変わらず介入が困難なケースが多い。入所中から退所後まで一貫して関わる人を明確にするとともにその後の支援についても退所時に明らかにし、また、退所後の地域や学校等の連携等も確認しながらアフターケアを行っていくことが重要である。

第7回社会保障審議会児童部会
児童虐待防止対策のあり方に関する専門委員会

平井委員提出資料

児童家庭支援センターの位置付けと役割から見た親子支援

全国児童家庭支援センター協議会

会長 平井誠敏

児童家庭支援センターの位置付け

児童福祉法第44条の2による、地域の児童の福祉に関する各般の問題につき、児童に関する家庭その他からの相談のうち、専門的な知識及び技術を必要とするものに応じ、必要な助言を行うとともに、市町村の求めに応じ、技術的助言その他必要な援助を行うほか、第26条第1項第2号及び第27条第1項第2号の規定による指導を行い、あわせて児童相談所、児童福祉施設等との連絡調整その他厚生労働省令の定める援助を総合的に行うことを目的とする施設とする。

※児童相談所の補完的役割の拠点として制度化された。

児童家庭支援センターの実施要綱による事業内容（役割）

- ①地域・家庭からの相談に応ずる事業
- ②市町村からの求めに応ずる事業
- ③都道府県または児童相談所からの受託による指導（指導委託）
- ④里親・ファミリーホームへの支援
- ⑤関係機関等との連携連絡調整

※施設入所には至らない段階で、家庭に対する専門性の高い支援が必要な場合や、施設退所後の家族再統合への支援や見守り、アフターケアをその施設に代わって行う必要がある場合など、継続的な支援が必要な児童と家庭について、児童相談所や市町村から委託を受けて支援を行う役割を担う。

※在宅の子どもや保護者の虐待等に関する相談支援体制を強化するために設置促進されている。

児童家庭支援センターとして行える親子支援・親子調整

- ・総合的な子育て支援＝親子支援＝虐待予防
- ・保護や施設入所に至る以前のケースへの関わりと世帯支援
- ・施設退所後の見守りと親子関係調整、継続的な親子支援
- ・要保護児童対策地域協議会における家庭訪問等による相談援助支援
- ・児童相談所からの在宅指導委託による親子調整
- ・関係機関等からの調整依頼に応じた親子支援

児童家庭支援センター職員アンケートから

強み

- ・ 児童相談所とは違った柔軟な対応ができる（つなぐ・つなげる・つながる）
- ・ 地域における地域に合った対応ができる
- ・ 気軽に電話対応が可能であり、心理職員も様々なケースに対応できる（多種多様な対応）
- ・ 情報の共有がなされやすい
- ・ 24 時間対応が可能

弱み

- ・ 様々な相談援助や子ども家庭への支援を行っているが、人も経費も足りない
- ・ 数字だけ示しても認知度が上がってこない
- ・ ある意味公的な業務を行っているが、位置付けの理解がしにくい
- ・ 児童相談所との連携があまり上手くいかない
- ・ 費用もなく雇用形態が難しいため、設置が進まず、認知度がない